

平成29年6月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成29年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	藏 村 隆 雄

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成29年6月6日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

おはようございます。誠和会の林修三でございます。

6月の本議会に一般質問の機会をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、安心・安全なまちづくりについてでございますけれども、今、各地方自治体においては、いつ起こるかしのれない災害や、加えて経済の好循環を図るための諸施策を立てて取り組みを行っているところでございます。

八街市もそのような取り組みをさせていただいているところでありますけれども、そこで早速、①八街市の災害時応援協定の現状について、まず伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自治体間の災害時応援協定は、大規模な災害が発生した場合、市町村単独で応急対策や復旧対策を実施することが困難であることから、災害対策基本法に基づいて市町村間の相互応援を要請する場合に、相互応援が迅速かつ円滑に実施できるように基本的な事項を定めた、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を平成8年2月23日に、千葉県及び県内全市町村と締結しております。

なお、民間事業者及び関係機関との災害時における協定につきましては、イオンリテール株式会社イオン八街店と物資の供給及び施設の提供に関する協定、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと物資の供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定、カインズ株式会社、千葉みらい農業協同組合及び生活協同組合コープみらいと、それぞれ物資の供給に関する協定、一宮運輸株式会社と飲料水の供給に関する協定、Jパックス株式会社及びセツカートン株式会社と段ボール製品の調達に関する協定、一般社団法人日本福祉用具供給協会と福祉用具等の物資供給に関する協定、国土交通省関東地方整備局と情報交換に関する協定、東日本電信電話株式会社と特設公衆電話の設置・利用に関する覚書、東京電力株式会社成田支社と防災行政無線の活用に関する協定、ファーストメディア株式会社と防災情報等の提供に関する協定、八街市薬剤師会と医薬品等の供給に関する協定、社団法人印旛市郡医師会と医療救護活動に関する協定、社団法人印旛郡市歯科医師会と歯科医療活動に関する協定、鈴木クリニック、かまだ整形外科、榎戸クリニック、関医院、八街総合病院、奥秋内科医院、粕谷内科医院、東洋クリニック、淡路ウイメンズクリニック、湯沢クリニック、八街こどもクリニック、海保病院、日野耳鼻咽喉科医院、ひきたクリニック、長谷川病院、遠藤内科医

院、ひじかいクリニック及び八街皮膚科と特定接種の接種体制に関する覚書、公益社団法人千葉県獣医師会及び印旛地域獣医師会と動物救護活動に関する協定、社団法人全国霊柩自動車協会と支援協力に関する協定、社会福祉法人寿陽会、社会福祉法人光明会、社会福祉法人清郷会、社会福祉法人福葉会、株式会社千葉総合介護サービス、株式会社アングル、社会福祉法人開拓、社会福祉法人林声会、社会福祉法人生活クラブ、株式会社白松及び医療法人社団楠目会と福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定、八街市ガス事業協同組合及び財団法人千葉県エルピーガス協会印旛支部とそれぞれ物資供給に関する協定、公益社団法人千葉県建築士事務所協会及び一般社団法人千葉県建築士会と応援対策活動に関する協定、八街市建設業災害対策協力会と災害時の奉仕活動に関する協定、千葉県土地家屋調査士会と家屋被害認定調査等に関する協定、東電タウンプランニング株式会社と広告付避難場所等電柱看板に関する協定、日本郵便株式会社及び八街市内郵便局と災害発生時における協力に関する協定、八街市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置に関する協定、千葉県トラック協会印旛支部と緊急物資輸送に関する協定、株式会社ゼンリンと地図製品等の供給に関する協定、千葉県立八街高等学校と避難所等の施設利用に関する協定、学校法人千葉黎明学園と避難所施設利用に関する協定及び防災施設利用に関する覚書の34件締結しております。

○林 修三君

ご答弁ありがとうございました。民間事業者及び関係機関との災害時応援協定、こんなにたくさんあるというのは、私は今日初めて認識させていただきました。とりわけ、再質問で尋ねようと思っておりましたけれども、今答弁の中にありましたので割愛しますけれども、医薬品であるとか、あるいは特設電話機器とか避難所とか、それぞれの施設を活かした災害協定を結ばれているということで、大変安心いたしました。

このことは、私はまさしく常々皆さんが考えている協働のまちづくりの一環だなど。えてして、協働のまちづくりという構えてしまって、また新しいことをやろうということで考えますが、こういうことが協働のまちづくりの一環だと思います。これからもさらにそのことを進めていただければというように思います。

次に、各自治体間での災害時応援協定について、これは冒頭少し答弁がありましたけれど、もう一度、八街市の今後の考えについて、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自治体間の災害応援協定につきましては、普段から交流のない県外の市町村とは本市単独での調整が難しいため、現在のところ災害時応援協定は締結しておりませんが、近い将来、首都直下型地震の発生することが予想される中、同時に被害を受ける確率が低い、距離が離れた自治体との間で災害時応援協定を結ぶことも、重要な災害対策の1つであると考えております。

本市としましては、自治体間や民間での交流などの機会を通じて、災害時応援協定の締結を検討したいと考えております。

なお、印旛郡市首長会では、印旛郡市7市2町間の災害時における応援協定の締結につきまして、今現在検討しているところでございます。

○林 修三君

災害は、大体八街で災害があったとすれば、この近隣で同じような状況だと思うんですね。ですから、今答弁の中にもありましたけれども、やや遠隔地、遠隔地との災害協定が必要だなというふうに考えます。

それで、八街市の場合は地盤が非常に強いと、ですから災害が起こったときでも、もしかすると八街だけは大丈夫だったということが想定されます。でも、そのときにこそ公助や共助ということが生まれて、協定を結んでいる、例えば宮城県とか岩手県とかその辺のところを救済できるとしたら、これこそまさしく活きた災害時応援協定だと思うんですね。そういった意味からすれば、ぜひ、この先、各自治体間の遠隔地と協定を交わされるようお願いしたいと、これは次の質問と関わってきますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、お隣の成田市では、災害時応援協定締結自治体との特産品相互取扱協定を、大阪泉佐野市と昨日結んだということが新聞に報道されました。これは、経済の好循環を図るものと私は思っております。我が八街市でも、早急に災害時応援協定を締結し、そこの特産品相互取扱協定を結んで、そして地場産品の情報を発信しあい、そして特産物販売交流を進めていくことが、経済の好循環を生むものだと私は思っております。

そこで、その辺について、もう一度お考えをお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

他の自治体との特産品相互取扱協定につきましては、本市では締結しておりませんが、農業体験ツアーなどを通じまして、浦安市や文京区との交流を行っているところでございます。

本市に訪れていただくことを目的とした農業体験ツアーにつきましては、本年度、浦安市民対象に2ツアー、文京区民対象に1ツアー開催する予定で、現在、準備を進めているところでございます。

また、本市からは、浦安市にございます新浦安駅前広場のスペースを借用し、毎月第4水曜日に八街市観光農業協会と八街市推奨の店「ぼっち」が出店し、八街産の新鮮野菜や落花生など、本市の特産品をPRしていただいているほか、毎年9月に開催される「浦安フェスティバル」や10月に開催される「浦安市民まつり」にも招待を受け、参加しております。

また、さらに文京区につきましては、平成29年に区制70周年を迎えることから、文京区とさまざまな分野で事業協力関係にある自治体との交流を深めるとともに、都会でのPR活動の機会提供を目的としたイベントが本年12月に開催されることとなっており、八街市も招待を受けておりますので、参加する予定で文京区との協議を進めているところでございます。

このほか、本市では、勝浦市や鎌ヶ谷市など県内の自治体等が開催するイベントにも参加

しているところがございますので、今後も、農業体験ツアーあるいは八街産の新鮮野菜や落花生などのPRを通じて、他の自治体との交流促進に引き続き努めるとともに、特産品相互取扱協定につきましても、交流促進とあわせて、今後、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

今、浦安市とか文京区とかその他いろいろな市町村との交流を深めて、八街特産物の販売やPRに努めているということで、大変敬意を表したいと思いますが、ただ、残念ながら、これは協定締結によるものではないですね。いざ困ったときにどうするんだといったときに、さっきの災害時協定が生きてくるんですね。ですから、そういう災害時協定をしっかりと結んでおいていただいて、そしてそこで将来的には友好都市としてさらに交流を深めるというのが、私は必要だと思っていますので、今、調査研究していくというお答えがありましたので、ぜひ前向きに、なおかつスピーディに調査研究していただきたいと、早い機会にその取り組みができるようにご期待いたします。

それでは、次に、昨日の新宅議員の質問にもございましたけれども、住野十字路の渋滞解消は大変喫緊の課題となっております。昨日の答弁では、大変前向きに取り組まれていて、非常に感謝しているところではございますけれども、もう一度、整備の状況あるいは今後の展望についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、新宅雅子議員に答弁したとおり、住野十字路の交差点改良事業につきましては、平成28年度に道路管理者である県において、概略設計を行い、今年4月には主たる地権者に対し、山本義一千葉県議会議員を含めて千葉県印旛土木事務所及び市により事業概要説明を行い、意向を伺ったところでございます。

現在、県では意向確認結果を踏まえまして、事業化に向けた準備を進めていると伺っているところではございますが、本市といたしましても、早期事業化、早期実現に向けて、千葉県印旛土木事務所と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております

○林 修三君

私事になってしまうんですけれども、私は朝陽小学校に勤めたことがございます。あその地域の方々といろいろ懇談を深めていく中で、その頃から住野十字路の渋滞解消等については、その声で聞いておりました。私はまさかこういう場に立つとは思っていませんでしたけれども、そのときに困った問題だなと思いながら聞いておりました。それから何年かたって、今回このように非常に時間がかかった問題なのに、北村市長や山本県議等の努力によって、いよいよ解消されるということで、大変私はうれしく思っています。

住野のある住民は、俺はあその十字路が解消したらもう死んでもいいんだと言っているんですね。そこまであの解消を期待するわけですから、ぜひ、これは早いうちにまた、今答弁いただいたように、ご努力いただいて、解消できるように取り組みをお願いしたいと、こ

のように思います。

次に、近隣からたくさんの方が集まりわいわいと賑わうことで、経済の好循環が図られるという願いから、お尋ねしていきます。

新しく生まれた商工観光課の今年度の活動方針について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度に取り組む商工観光課の主な事業内容といたしましては、地域を活かした産業振興策として平成27年度から開始し、大変好評を博しております農業体験ツアーを引き続き実施する予定で、現在、関係者との協議を進めているところでございますが、本市では、大学との連携による農業活性化を目指すため、千葉大学大学院園芸学研究科及び千葉大学環境健康フィールド科学センターとの相互協力に関する協定を、本年3月21日に締結したところでございます。

このことから、本年度の農業体験ツアーにつきましても、協定に基づく連携事業の一環として、千葉大学大学院園芸学研究科等の学生を対象としたツアーを1ツアー実施する予定でございます。

このほか、今回の議会に補正予算として計上しておりますが、「やちまた落花生まつり」を本年9月24日に開催する予定で、関係者との協議を進めているところでございます。

また、本年度は、国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、千葉県との連携による落花生の新品種「千葉P114号」の愛称募集などのPR事業も進めていく予定となっております。

さらに、千葉県が誘致している台湾の高校生による訪日教育旅行の行程の1つとして、市内の家庭に受け入れていただいているホームステイ事業につきましても、本年度も15世帯のご家族にご協力をいただき、4月27日に36人の生徒さんを受け入れたほか、4月28日には、八街市茶華道協会の会長にご協力をいただき、市中央公民館において茶道体験を行ったところでございます。

加えまして、「八街生姜ジンジャーエール」につきましても、新たな特産品となるよう、その支援・普及に引き続き努めているほか、「小谷流の里ドギーズアイランド」をはじめとする民間企業などとの新たな連携策につきましても、検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

課の名称が商工観光課になったということで、そのことによって、今いろいろ答弁を聞いていますけれど、私なりに集約すると、千葉大学との連携事業、それから八街の落花生、これについて新品種も含めて落花生まつりといったことの取り組みをしていくんだというように聞こえてまいりました。今回はその取り組みをいろいろやっていただくことはわかりましたけど、1つに絞ってお伺いしたいと思います。

今、答弁の中に、9月24日に「やちまた落花生まつり」が初めて行われるということがありました。大変、私はこれは前から期待していましたうれしく思うわけですが、こ

の「やちまた落花生まつり」の総予算というのは幾らかかるんでしょうか、わかっておりますでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

「落花生まつり」の総予算ということでございますけども、今回、6月の補正の中で、「落花生まつり」の経費として補正予算ということで50万円を計上しているところでございます。

○林 修三君

それは、市からの助成ということですよ。

○経済環境部長（江澤利典君）

市の予算でございます。

○林 修三君

この「落花生まつり」の組織というか、実行というか、それはどういう組織になっているんですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

組織でございますけども、先日、実行委員会を立ち上げさせていただきました。その中で、商工会議所関係、農協関係でございますけども、その中で、あと北口市の関係で八街みらいの関係等々で、一度実行委員会を開催させていただきました。また、早急に第2回目の実行委員会を今月中に実施する予定になっているところでございます。

○林 修三君

そうすると、今、市からの助成は50万円というのは、今度補正を出されていますけれども、実行委員会とかいろいろな団体の関わりの中で総予算というのがあるんじゃないんですか。その辺はいかがですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

今回の「落花生まつり」の予算につきましては、先ほど答弁しましたように50万円ということで、計上をさせていただいているところでございます。補正予算の内容につきましては、協力団体への謝礼関係、イベントに使用する消耗品、チラシの印刷製本、また保険関係、またテントのレンタル関係、その辺を計上させていただいております。基本的には、現時点で必要と考えられる範囲の中での予算ということになっております。

この予算において、「落花生まつり」は去年から始めておりますけども、今回、去年雨天の中でもかなりの来客がございましたので、その辺を拡大しながら、イベントも増やしながらか、「落花生まつり」を今年度開催したいというふうに考えているところでございます。

○林 修三君

部長、本当に50万円で足りると思っているんですか。「落花生まつり」をやるんですよ。人を集めるんですよ。本当にやるんだったらこんなものじゃないと私は思うんですけども。

じゃあ、言い方を変えますよ。あのね、常々市長は安倍総理に落花生を献上して3年、今度は4年ですか、たちます。それから、このほど秋篠宮家、ここも3年ぐらい続いています。

市長は、「やあ、八街の落花生、安倍首相はおいしいと言ってくれたよ」と、「秋篠宮家の、多分今度幸せになる眞子様も落花生を食べたから幸せになるんだ」と、にこにこしながら言っていますよ。今チャンス、売り、売りのときですよ。私は、八街はどうも、ここで言っちゃ悪いんだけど、やり方があまりうまくない。

まず、祭りについて、じゃあ言いましょう。八街の祭りは、夏まつりがあります。それから産業まつりがあります。それから秋のまつりがあります。で、落花生まつり。この最初の3つというのは、全国どこでもやっている祭りなんです。落花生まつりというのはどこでやっていますか。やっていないでしょう。いや、やっていたとしても、千葉県八街市の落花生なんです。これは全国トップの生産を誇っているんです。これを一番にもってきて、そして売りにしてもらいたい。やがて、全国から八街の落花生まつりに来たいという人を増やさなきゃだめなんです。

富里すいかマラソンは、最初は誰もああいうふうになるとは思っていませんでしたよ。夏のこの暑いときにマラソン、おかしいね。富里市の実行委員会も最初はばかにされたそうですよ。でも、今はどうですか。全国的に有名になっちゃったじゃないですか。本当は八街がやるべきだよ、スイカだから。でもやられちゃったんですよ。

今度は落花生ですよ。これで勝負しないでどうするんですか。お考えをお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

林（修）議員の説明については、おっしゃるとおりなところもございますけども、今回、いろいろ落花生まつりについては、全国でということで調査をさせていただいた中で、九州の豊後高田市で落花生まつりを実施しているというふうに聞いております。予算的なことだけは、お話をしますと、豊後高田市については、市からの補助は十何万円というような形になっているところでございます。

ただし、今回50万円ということで上程をさせていただいておりますが、各種団体の方々にもかなりの事業を抱えてやっていただくということで考えておりますので、予算の50万円ということだけではなくて、目に見えない事業もございますので、その辺を含めて今年度は実施したいというふうに考えているところでございます。

その実施を今回初めてと言えれば初めてでございますので、その辺を見ながら、来年度については、予算については、その辺も含めて実施する上で、予算をどう配当したらいいかということ、今後詳細にまた考えていきたいというふうに考えております。

○林 修三君

確かに、部長がおっしゃるように、金をかければいいというものではないんですけども、ただ大きなイベント、八街が全国に誇る落花生まつりにしていくのであれば、相当の金はかかるんだろうと私は考えます。そこで、今部長がおっしゃったように、中身の濃いものにするということを踏まえて、今年を研究されまして、次のときからはもっとその予算的なものを含めて検討していただきたい。とにかく、これを八街一の売りにしていくチャンスですよ。このチャンスを逃さないようお願いしたいと思います。

それでは、次に企業誘致策についてですが、市の考えについてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年4月に創設いたしました企業立地促進助成金制度を活用して、市内に進出した民間企業はいまだにごぞいませんが、東金市に本社を置く会社が、昨年8月に新たな事業所を八街市内に開設したことにより、多くの従業員が働いていると伺っているほか、山武市に本社を置く会社が、小谷流地先に工場及び事務所を新たに建設される予定がございます。

また、市内に多くの企業が進出していただければ、雇用の場や市税収などが確保できるほか、本市への定住にもつながるものと考えております。

このため、千葉県をはじめとする関係機関との連携強化に引き続き努めるとともに、千葉県内において工場などを立地しようと、候補地を探しているような企業に対しましては、「本市は固い地盤で形成されているため、自然災害が少ない安全で安心なまち」であること、「本市の近くには、酒々井インターチェンジや佐倉インターチェンジ、山田インターチェンジなどがあるため、高速道路へのアクセスがよい」ことなど、本市の特徴も積極的にPRするような働きかけを行ってまいりたいと考えているほか、市内への人や物の流れを活性化させるためにも、平成30年3月完成を目指している朝陽小学校脇の交差点改良事業や、今年度予算化されました沖入口交差点改良事業のほか、住野交差点の改善に向けましても、引き続き、努力してまいりたいと考えております。

○林 修三君

いろんな取り組みをされて、ぜひ企業誘致を進めてほしい。八街の場合は、大きな川がなかったりとか、交通の便がやや不便だとか、いろんな面で企業が自分から乗り出してくるということについては、なかなか少し抵抗があるのかなというように考えます。ですから、逆に言うと、八街のような、例えば今地盤が固いという答弁がありましたけど、そういったことをアピールしながら、こちらから積極的に働きかけていかないと、待っているのでは来ないんじゃないかなという気がします。

市長さんは、その辺、常日頃からいろんな人とそういう関わりの中で、話を進めていただいているようですが、ぜひ担当課等についても、待っているんじゃなくて、こちらから積極的に企業誘致をしていくんだという意気込みで、取り組みを進めていっていただきたいというように思います。

次に、観光促進のための交通利便促進とあわせて、農家レストランのその後についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

観光振興を図るためには、駐車場やトイレの整備、観光案内板の設置をはじめ道路の整備、さらには公共交通の充実など、観光基盤の整備が必要不可欠と認識しておりますが、本市の財政状況は中長期的には生産年齢人口の減少に伴い、税収や地方交付税の減少が見込まれる

ことに加え、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加など、厳しい財政運営が予測されており、限られた財源の中で、八街市総合計画2015や八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を引き続き計画的に取り組む必要もごございます。

このため、ご質問をいただいた交通の利便性を高める施策につきましても、観光基盤の整備策とあわせて検討し、実施可能と思われるものから、予算の範囲内において計画的に実施してまいりたいと考えております。

なお、農家レストランにつきましては、市内の農地を取得し、就農された方が、その一角に直売所及び農家レストランの開設を計画し、進めているところでございます。このような農家レストランなど、本市の農業の振興を図る上で必要な取り組みにつきましては、市としてできる範囲での支援をしてまいりたいと考えております。

また、市内においては、民間によるゲストハウスが最近開業したと伺っております。ゲストハウスは、食事などのサービスがないかわりに、1泊当たりの料金が安い宿泊施設でございますが、民間による観光振興が進んでおりますことに対しまして、改めて感謝申し上げたいと考えております。

○林 修三君

いろいろな取り組みが今答弁の中にありまして、大変安心いたしました。まず農家レストランについてですけれども、民間によって誕生しそうな気配ですので、大変大いなる期待をするところです。

いずれにしても、その農家レストランができたとしても、そこまでの足、あるいは何か八街でやるときに、そこまでの足というものがようになってきます。この交通利便のことを考えたとき、ふれあいバスの効果的な運用というか、今度また10月改定されて、いろいろ議論はあるんでしょうけれども、ふれあいバスの効果的な運用が求められると思うんですね。観光にあわせた横断的な、要するにあのABC4パターンで動いているふれあいバスだけではなくて、もっと横断的なふれあいバスの運行を考えていただければいいのかなというように思います。これは、市民が期待しているふれあいバスの効果的な運用ということで、要望をさせていただきます。

それでは、次に、豊かな教育環境の整うまちづくりの1つの、八街図書館の充実についてお伺いいたします。

八街図書館は、平成3年にスタートし、今年で26年、30周年も目の前に迫ってまいりました。今年度から、高橋新館長を迎え、市民のニーズに応えた魅力ある図書館にと大いに期待をするところでございます。

そこで、まず、①八街市図書館の平成28年度の成果と課題について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

図書館の成果といたしましては、特色ある読書推進活動として、図書館で司書の仕事を学び、友達や家族に読書の楽しさを伝えるジュニア司書の育成と活動が挙げられます。

平成23年度から開始し、今までに65名の生徒が活躍してまいりました。平成28年度には、5年間のジュニア司書活動を終了した大学生二人をジュニア司書マイスターとして認定し、彼らが講師として活動する様子が朝日新聞に紹介されております。

また、普段読まないようなジャンルの本との出会いを提供するために、「新春図書館福袋」の貸し出しを実施したところ、大変好評で、多くの皆様から、「また企画してほしい」との要望をいただきました。そこで、第2弾として、市長・市議会議員・教育委員長などから、「私が最近読んだ本」をご紹介いただき、福袋の貸し出しを実施しているところです。

図書館は、広く人と本とをつなぐ場所であり、本を介して人と人をつなぐ場所であると考えております。その基本となる資料の収集・保存・提供に留意し、本をきっかけに、人と人がつながる新たな情報拠点の場として、市民の皆様が親しまれるよう、より一層努力してまいりたいと思います。

○林 修三君

取り組みの特色の中で、ジュニア司書講座、もう5年たったと、65名という実績があるということですが、この子どもたちが、実際にジュニア司書講座を終えてから、学校に帰っていったときに、図書活動とどういう関わりがあるのかお聞きします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

ジュニア司書として認定されました児童・生徒の学校での活動についてでございますけれども、学校図書室の本の整理、それからお勧め本のポップの製作をするといった読書環境の整備、そのほかに、本を探している友達のお手伝い、それからお勧めする本を紹介するといった本と人を結び付ける読書支援を行っております。

ジュニア司書活動が、図書館や地域だけでなく学校でも活かされ、ますます活動の場が広がっていると感じております。

○林 修三君

この子どもたちのジュニア司書講座への参加のきっかけが、やがて司書の道へ進んでいって、そしてやがて八街図書館で働くというようなことが進められれば素晴らしいことだと思しますので、これの、また中身の濃い講座を期待するものであります。

答弁の中で「福袋」というのがありました。福袋って、私も確かに一回行ったときに図書館に入ったら、福袋と書いてある袋を置いてあるのを見ました。私はそこへ行って、それをもたらえるのかなと思ったら、あれはもらえるんじゃないかと借りるんですね。福袋って普通持って帰っちゃうよね。

この福袋について、行った人とか関わりのある人は、もしかしたら知っているかもしれない。だけでも、7万有余の八街市民が果たしてどこまで周知しているか、ちょっと疑問をもちました。PRについてはどうでしょう。

○教育次長（村山のり子君）

先ほども教育長の方から答弁いたしましたように、前回、「新春図書館の福袋」というの

が大変好評だったことから、今回の福袋を企画したものでございます。広報やちまた6月1日号、そして図書館のホームページで周知いたしましたほか、6月2日付の千葉日報でも紹介されました。ですけれども、今後はさらにPRをしまして、この企画が定着できるよう、そしてまた新たな事業も展開できるよう、努力してまいりたいと考えております。

○林 修三君

PRというと、すぐ新聞あるいはインターネットが出てくるんです。でも、これってね、これを見て、何パーセントの人が来ると思いますか。そんなに多くないんですよ。やっぱり口コミとかいろんなことが必要になってきます。特に図書館については、子どもたちがいるじゃないですか。ですから、学校を通じて保護者にPRするとか、そういったことが必要になってきますので、せっかくだいいことをやっても、知らないではもったいないですから、そういったPR方法についてご検討いただきたいというように思います。

次に、先日の読売新聞に、見出しとして「行きたくなる図書館」という記事が掲載され、健康イベントや10代ラウンジなど、さまざまなユニークな取り組みがされていることが報道されました。

そこで、八街市としても、行きたくなる図書館の整備について、どうお考えかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今までの一般的な図書館のイメージは、本を借りたり調べものをする場所でしたが、最近では、老朽化した図書館の移転・建て替えに伴い、「行きたくなる図書館」としてユニークな取り組みをしている図書館が出てきております。

八街市立図書館における新しい取り組みといたしましては、親、子、孫、子どもも大人も一緒に楽しめる科学入門講座を、千葉科学大学との共催により夏休みに実施いたします。

さらに、「納涼ゆかたで読書」と題しまして、期間中、浴衣で来館され貸し出しを受けた市民の方にしおり等をプレゼントする企画も考えております。

また、今年度は、本市における子どもの読書推進に関わる取り組みを、一層充実させるための計画を進めているところでございます。

八街市の子どもたちが読書習慣を身につけ、家族へ友人へと、さまざまな立場や年代の人々へと、本の楽しさをつないでいくことができるよう、本のあるまちづくりを目指して努力してまいりたいと考えております。

○林 修三君

図書館というと、本を読む人は自分から足を運んでいくんですよ、本を読む人は。でも、あまり本に興味のない人は図書館に行かない。だけれども、八街図書館というのは、さっき言った「納涼ゆかたまつり」をやっている。あるいはユニークな何かをやっているということによって、もしかしたら図書館に一步足を運ぶかもしれません。運んで図書館へ行ったら、ああ、何だ、俺が考えているよりもすごい来やすいところだなと、また来てみようかとなる

じゃないですか。だから、そういうところで、いつも来ている人以外のプラスアルファを得るための方策、それを考えていってほしいなど。さっき、これから計画を策定するんだということでありました。大いなる期待をしますので、頑張ってくださいたいというように思います。

それから、最初のご答弁の中に、教育長が、「図書館は人と人がつながる場所である」というお答えがありました。ある意味でのまちづくりに大きな力、拠点となっていく場でもあると、私も考えます。

そこで、図書館を核としたまちづくりを、地方創世に向けた地方版総合戦略に盛り込んでいったらどうなのかなということを期待するものですが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

図書館としまして、今、地域を支える情報拠点としまして、市民が日常的な暮らしの中で直面する課題解決の支援を行っております。医療健康情報、ビジネス支援情報、子育て支援情報など、市民が気軽に情報を入手できる図書館において、地域振興やまちづくりに配慮した地域活性化事業に取り組むことは、大変重要であると考えております。

今後、地方創世に向けた事業の取り組み方について、積極的に調査研究してまいりたいと考えております。

○林 修三君

次長、積極的にとお答えいただきました。積極的に取り組みをお願いしたいと、このように思います。

次に、八街市の学校教育充実のための教育センターの振興策について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育センターの果たすべき役割の需要はますます高まっており、一層の充実が必要となっております。

そこで、「教師の指導力向上」「児童・生徒の学力向上」など、本市の課題に対応するため、今年度より教育センター専従の教育センター指導員を1名配置いたしました。

教師の指導力向上への施策として、人権教育研修会、教育相談講座、学級経営研修会、フレッシュ教員育成研修会など、センター主催の研修事業の充実に努めております。

また、児童・生徒の学力向上のために、教科の指導法研修会を行っております。加えて、市内各9小・中学校に対して、外国語活動やアクティブ・ラーニングなどの研究指定を行い、本市の課題である学力向上について、多角的に取り組んでいます。

これらのさまざまな教育施策については、教育センターの調査部、教育計画部、研修部を十分に機能させ、PDCAのサイクルに基づき、取り組んでいます。

○林 修三君

今、ご答弁の中に、4月から1名職員を配置したということで、これは私が待っていた、

私の願いなんですね。私は議員になってもう10年、間もなく立ちますけれども、かねてからこの教育センターに職員を配置してもらいたい、場所も何とかしてほしいというようなことを申し上げてきました。苦節10年ですよ。10年で一人つきました。大変感謝です。

この先生の、元校長だった方と聞いていますけども、センターにおける職務内容をお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育センターのさらなる充実、振興策といたしまして、念願でありました教育センター専従の指導員を1名配置していただくことができました。現在、教育センターのホームページの開設作業、市内若年層教員に対する指導訪問、各種学力調査、学力検査の分析・考察による学力向上施策の検討等について、教育センター充実の中核的な役割を担い、学力向上に向けた実務を行っております。

将来的には、学力向上のみならず、不登校問題や特別支援教育等の今日的な課題にも幅広く対応するため、センター専従指導主事の配置、小・中学校現場等への教育センターの移転、支援センターナチュラルとの連携等も視野に入れ、本市の抱えるさまざまな教育課題に対しまして、より包括的に取り組んでいく体制を整えてまいりたいと思っております。

○林 修三君

1名の、このセンターの職員が配置されることによって、これまで指導主事の先生が指導主事と兼務してやっていたセンターの事業を、それが軽くなると。ゼロじゃないと思うが、軽くなるわけです。ですから、そういった意味でも非常に効果がこれから期待されます。

八街の教育センターは、佐倉市や印旛郡の市町村の中で少し遅れた感はありますけれども、でも早ければいいというものではありません。第一歩が始まりました。ここから始まります。ぜひ、将来に向けたその専従の職員を増やすとか、またまた将来的には、箱物の教育センターを、小さい箱物で結構だと思いますけど、そういったものまで計画していただいて、何はともあれ、子どもたちのことを考えていったときに、私はいつも言っています、小学校3年生の子どもはその1年しかない。来年3年生をこうやるんだよと言ったときに、そのときの子どもたちはもう遅いんです。そういった意味で、教育センターでいろいろなことを研究され、1年、1年詳細な分析をして、その学年の子どもたちが実り多い、そういった教育が受けられるように、頑張ってくださいたいなど、このように思います。

いろいろとご答弁いただきました。発展する八街を期待していろいろ申し上げましたけど、どうぞ執行部におかれましては、いろいろご努力いただきたいなど、私どもも頑張りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時58分)

○議長（小高良則君）

再開します。

報告します。石井孝昭議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので配付しておきました。

以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。

今回は、3問、農業問題について、忠魂碑建設について、教育問題について、ご質問をさせていただきます。

まず、1問目、農業問題について、農業振興策についてご質問させていただきます。

本市にとって農業は基幹産業であります。北村市長は今年3月議会冒頭の提案理由書の中で、地域資源を活かした産業振興策としてこのように述べられております。「本市の喫緊の課題は人口減少対策とともに、農・商・工業のバランスのとれた産業の活性化と雇用対策が必要不可欠でございます」と述べられております。私もそのとおりであると思っております。

そこでお聞きいたします。八街市の本年度及び今後の農業重点施策について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度の重点施策といたしましては、まず、昨年8月の台風9号により被害を受けた方に対し、農業生産に必要な施設等の再建を早急に進めていただくことが極めて重要であり、現在、被災農業者向け経営体育成支援事業による助成金の交付を、重点的に進めているところでございます。

また、千葉大学大学院園芸学研究科及び千葉大学環境健康フィールド科学センターと、本年3月21日に、教育・研究・事業等に係わる分野での援助・協力に関する協定を締結したところであり、この協定により、市の基幹産業である農業分野での事業連携を進めてまいります。

事業といたしましては、千葉大学の学生を対象とした農業体験ツアーと農業インターシップ事業を計画しており、本年度の重点施策の1つと考えております。

そのほか、酒々井アウトレットの隣接地に新たに直売所の建設計画があり、直売所では本市の農家の方が生産した農産物が取り扱われると聞いております。直売所ができることで販路が増え、農家の方の収入の増加につながるものと考えておりますので、このような直売所など販路拡大につながる取り組みも重要な課題として考えております。

今後におきましても、農業後継者対策は重要な課題でありますので、重点施策の1つとして取り組むとともに、引き続き、環境保全型土づくり対策事業や耕作放棄地対策事業など、本市の農業振興に必要な農業施策につきましても取り組んでまいります。

○石井孝昭君

ご答弁の中に、さまざまな今年だけではなくて今後の重点施策についてお答えをいただきました。

そんな中で、農業体験ツアーということで、これも引き続きやっているんですけども、今年、今までは補助金もちょっと多かった時期もあったんですけども、この事業、今年は具体的にどのようにされるのか、担当部課長にお聞きします。

○経済環境部長（江澤利典君）

農業体験ツアーにつきましては、今回千葉大学との協定を締結したことによって、今年9月28日に定員45名で行う予定になっております。また、ツアーの内容といたしましては、落花生の掘り取り体験、サツマイモ掘り取り体験、県の方の研究室への見学等を予定しているところでございます。

○石井孝昭君

千葉大学園芸学部との連携ということなんですけども、具体的に受け入れ側の問題もありますよね。そして、園芸学部の大学院生になるんでしょうか、どのような形で受け入れ体制をとって連携していくものかというのを、ご質問いたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

千葉大生の農業体験ツアーまたはインターシップ等でございますけども、現在進めている体験ツアー、インターシップは、園芸学部の学生に参加してもらって、学生や教員などと意見交換を進めることで、農業活性化につなげたいというふうに考えているところでございます。

また、千葉大学の方といたしましては、単位を取得できる授業の一環とすることを考えていることを聞いております。また、さらに菓草園や苗木園、植物工場など先端的な農業研究を行うセンターには、八街市内の農家さんに視察していただいて、農業に関する知識を深めてほしいというふうに、大学の方では考えているということでございます。

○石井孝昭君

農業体験、インターシップ事業は、基本的に大学生中心ということになるのか。それともさまざまな別の角度のさまざまな担い手の広い範囲で募集していくという事業にも広がっていくのか、それをお聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

インターシップについては、今年度は千葉大学と3月21日に締結をいたしまして、今年度進めていきたいというように考えておまして、そのほか、農業体験ツアーについても、4回予定しているところの1回を千葉大生に来ていただいて、先ほどお話をしましたような形で1日ツアーを組んでいるということになっております。

○石井孝昭君

先ほど林（修）議員の質問にもありましたけど、そのほか2回浦安が来るとか、そのようなことで計画的にされているようなので、またこれからも進めていただきたいと思います。

それで、農業を、その重点施策ということになると、国とか県の事業を取り入れていくということがとても大事なと、このように思っております。国の中では「産地パワーアップ事業」というのがあります。水田・畑作・野菜・果実等について、平場、中山間地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づいて、意欲のある農業者が高収益な作物、栽培体系への転換を図るための取り組みを、全ての農作物を対象に総合的に支援するという事業でございます。

平成28年度、またそれ以前に、この産地パワーアップ事業を八街で取り入れた農家はありますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

今、申しました産地パワーアップ事業につきましては、農作業の効率化によるコスト削減、高付加価値の作物への転換、収益向上に計画的に取り組む産地において、生産体制の強化、出荷機能の改善に向けた取り組みを一体的に支援する事業でございます。

事業の内容といたしましては、施設整備や農業機械リース導入に対しての2分の1の助成がある制度でございますけども、本市においては、以前グリーンやちまたの選果機の再編整備で同様の補助事業を活用した経緯がございます。

今後も、このような先進的な取り組みに対しまして、農業者、農業団体などに対しまして、JAとも連携しながら農業者支援にあたってまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

この事業については、国の方もそうなんですけども、JAの方、そして全農、全中、またここであれば千葉みらい農協、正式合併を4月からしましたけども、非常に力を入れていこうというふうにお聞きしております。

恐らく、今週だったと思いますけど、明日だったかと思うんですけども、この八街に担当者が来て、この説明をすとお聞きはしているんですけども、農政課としてはお聞きしていますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

すみません。その話はちょっと聞いておりませんでした。

○石井孝昭君

この八街だけではなくて、近隣佐倉市、四街道、旧印旛ということになるんですけども、この事業を取り入れたいよと、2分の1の補助事業があるのは、国・県を含めて唯一この事業だけです。やっぱり大きな事業を行っていく上においても、これは佐倉の方から相談があったんですけども、これを取り入れたいという意味で、八街の方にもぜひこの事業を周知徹底していただいて、八街に磐石な施設園芸を含めて機械導入ができるように図っていた

できればありがたいなというふうに思います。

これは国の事業なんですけども、新「輝け！ちばの園芸」の方です。これは千葉県の方ですけど、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業、これは園芸の産出額全国1位奪還を目指して、県内園芸産地の生産力を強化・拡大するために、ハウス等、あとは機械、さまざまなガラスの温室だとかありますけども、そのような施設整備、省力化機械等の導入、老朽化した温室等の改修に助成をするよということになっています。

今年度、八街市の当初予算を見ますと、この、新「輝け！ちばの園芸」の方に700万円の予算を計上しています。これの使い道はどのようになっていますでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

概要については、農産物の生産性向上及び拡大を図るためパイプハウス等の施設設置や、省力機械を導入する農業者、団体に対して助成をする補助金ということを知っています。

今回、平成29年度、今年度予算におきましては700万円ということで、内訳につきましては、鉄骨ハウスのリフォーム1件、省力化機械5件、省力化機械の共同の部分で2件、以上で700万円ということになっているところでございます。

○石井孝昭君

3月の委員会で私は発言したんですけども、昨年度中に台風等の影響によって、パイプハウスは今順次更新しているはずなんですけども、これに関しては、この産地パワーアップ事業等が該当している部分もあるし、該当しない部分もあるんですけども、基本的にこの産地パワーアップ事業ですと、認定農業者ですと4分の1の助成、あとは3分の1と、生産組合では3分の1、補助率がちょっと下がりますということになりますので、敷居が高いのはさっきの国の事業、産地パワーアップ事業なんですけれども、千葉の園芸の方はちょっと敷居が低いということなんですけども、そのパイプハウスの昨年度から繰り越しをしている状況、どのような形になっているかお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

ちょっと記憶だけで申し訳ありませんが、113件ございました。それで、事業費的には億単位でなっております。現在、その被害を受けた農家の方々に対して、事業完了をもって職員が検査にあたっているところでございます。現在のところ、約3、40件ほど検査は完了しておりますけども、残りの60件何がしについては、今後スピードアップして検査にあたって、基本的には今月いっぱい繰り越しということになっておりますので、その辺も含めて早急に進めているところでございます。

○石井孝昭君

やや、全国一奪還を目指すという千葉県の中で、この八街市も非常にポイントは高いものですから、早々と施設園芸ができるように復旧を目指していただいて、原状回復、またそれ以上のものにあっていただければありがたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

「GAP（農業生産工程管理）」の取り組みについてご質問いたします。

昨日、角麻子議員よりGAPの質問がございました。違う角度よりご質問をさせていただきたいというふうに思います。

農業・農村基本法等において、我が国が推進すべき農業及び関連産業のあり方を定めた基本理念が掲げられており、これらの基本理念の実現のためには、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動である農業生産工程管理、いわゆるGAPの取り組みを推奨することが有効であると言われております。

平成28年12月議会に質問させていただきましたこのGAPの取り組みについて、ご質問をさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問6、角麻子議員に答弁したとおりでございますが、農業生産においては、生産から出荷に至るまで、全ての工程においてリスクが存在します。県内においても、農薬の不適切使用や農作業中の事故など発生しており、これらのリスクへの対策を生産者や指導者が連携して取り組む必要があり、総合的なリスク管理を行う農業生産工程管理、いわゆるGAPは大変有効であると考えております。

本市におきましても、グリーンやちまたの共選による出荷物を対象に、残留農薬等の管理など、既に一部取り組みが行われているところでございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックで提供される食材は、グローバルギャップやジェイギャップ（JGAP）などの取得が要件となるなど、国際水準のGAP取得が求められてきております。

最近では、オリンピックに向けGAPの普及・拡大に向けた取り組みが加速化しており、JAグループでは、全都道府県に担当者を置き、GAPの導入や認証取得を目指す生産者の支援体制の整備、また農家負担を軽減するため、団体認証を優先して進めるなどの取り組み方針が、先日発表されたところでございます。

本市での取り組みについて、千葉みらい農協に確認しましたところでは、全国農業協同組合中央会での方針が決定されましたが、現時点では具体的な取り組みまでは決まっていないということでございます。

今後は、千葉みらい農協と情報を共有し、GAP取得について、市としてできるだけの支援をしてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックということで、食材の供給がこの農業生産工程管理（GAP）の認証を取得した工場で作られた野菜に絞られていくと。これは農畜産物ということにも値しているんですけども、2012年のロンドンオリンピックでそれを試行しまして、2016年のリオデジャネイロオリンピックでもこれを試して、東京でいよいよ全面実施ということと聞いております。

先般、自民党の農林水産骨太方針実行プロジェクトチーム、小泉進次郎農林部会長がこの

ように申し上げています。「農業生産工程管理（GAP）の認証取得件数は、2019年度までに現状の3倍以上にするべき」というふうに提案をまとめております。今現在、GGAPが400件、JGAPが4千100件ということで、約4千500件、日本中はGAPの認証取得をされておるといことになりますけども、これを3倍にすると。

つまり、昨日、角麻子議員の質問の中にもあったとおり、1万5千食、これでは恐らく足りないようですけども、これを優に超す供給していく農場が必要になるというふうに試算を今されております。

そこで、私から提案なんですけども、この八街市として、オリンピックは通過点というふうに捉えるべきだと思いますけども、このGAPの認証取得に対しての今後の取り組みとして、このGAP取得の費用の補助制度を、八街市として創設できないかというふうに思っています。

これは、先進農家の支援策、また担い手の支援策等、今後にもつながりますし、農業後継者支援対策事業にもつながると。ましてや、これからは取引先、大手の流通先が、GAPの認証工場の取得した野菜を取引先とするという動きが、往々にして今主流になってきつつあるということでありませう。

市町村では、このGAPの認証取得の補助事業というのは恐らくないというふうに思いますが、恐らくこれから2020年に向けては、そのような動きが確実に起こるだろうというふうに推測ができます。

そこで、私からの提案なんですけども、この取得の費用を、これは個人でも法人でも、もしくは組合でもいいんですけども、その単位で農政課等に話がありましたら、そういった補助費事業を創設できないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

実は、千葉県で5月31日に、GAP等推進検討会議ということで、会議が開かれております。そうした中で、内容については、千葉GAPの確認制度とその運用、千葉GAPのテスト産地などについても協議をしているというふうに聞いているところでございます。

制度の概要については、県が説明を行いまして、東京オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準を満たす野菜の場合は、39項目の基準を示したというふうに書いておりました。

これについては、JA、県農業事務所が連携して指導して、取得を希望する申請者は39項目に取り組んで、自らチェックして、認証取得を申請することとなっております。これを農業事務所が確認して適合した場合に、県審査を受けて確認証を交付するというような内容でございました。

今後、この千葉GAPの導入に向けて、6月、今月8日から16日までテスト産地を募集すると、6月末に産地を選定することになっていると。その後、7月から10月にかけて制度を試行して、今年11月には審査の施行を行い、制度課題の洗い出しをして、来年2月から制度指導を目指すというような内容になっておりました。

そうした内容を注視して、その支援策、八街市としての支援策について、今後なるべく早目に検討していきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

先週、たまたま県庁に行く機会がありまして、伊藤農林水産部長をはじめ担当課長数人とお話をさせていただく機会をいただきました。その際に、このGAPのお話をさせていただいたんですけども、今部長がお話をしたとおりに、県の方もこれからだということなんですけども、GAPの推進を、千葉県版を図っていくということでもあります。

GAPを推進していくのに、千葉県としても補助できないかと。市町村で単独補助をしていくことの負担も確かに大変だと思うので、県としても幾分か負担をしていただいて、市町村にもそれは負担できないかと、このような提案をしてみました。

市長にお聞きいたしますけども、八街としてブランド化を図っていく北村市長の農業施策の中で、なかなか今までこのGAPというのは目に見えてこなかったんですけども、一時の主流になりつつあるというふうに思っております。

私としても、東京オリンピック・パラリンピックだけではなくて、先ほど申し上げた千葉大学の学生との連携もこのブランド化につながるものかなというふうに、非常に思っております。先日、農林水産省と文部科学省が連名で、これは特定していますけども、青森の五所川原高校、農業高校でもうGAPを、高校自体が全国で1校だけしているんですけども、GAPを授業に取り入れるように通知を千葉県の方に出しました。八街は農業高校はありませんから、なかなかそれに適切になるかどうかわかりませんが、千葉大学の学生との連携の中で、恐らく大学の方にもこのGAPの推進、園芸学部の方にも話がいくだろうというふうに思います。

この八街のブランド力の向上のためにも、このGAPを利活用していくことが得策かなというふうに思っております。今、部長の答弁の中にも、手を挙げていく市町村を待っているんだと、これから応募していくということなので、市長の方でリーダーシップを発揮していただいて、この取り組みについて推進をしていただきたいと思っておりますけども、北村市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁いたしましたけれども、グリーンやちまたの共選による出荷物の残留農薬等の管理など既に取り組みが行われておりまして、今後はこのGAPの取得につきまして、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、大変重要な課題だというふうに思っておりますけれども、まずは千葉みらい農協の考え方あるいは県の考え方、そういうのをしっかり聞きながら、八街市の考え方をいろいろなところでブレンドしながら、方針を考えたいというふうに思っております。

○石井孝昭君

期間が先に迫ってきているものですから、前向きに検討していただいて、八街市としてまずは1つの節目であるオリンピック・パラリンピックに向けて何ができるかということは、

定まっていくなじまないかなというふうに思っております。ひとつ、江澤部長はじめ農政課も、先ほどの答弁のとおり、ちょっと調査研究を進めてもらって、県とタイアップしながら、私的には手を挙げていていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3番目、農村地域工業等促進法（農工法）の改正法成立後の動きについて、ご質問いたします。

農村地域で、農地を企業用地に転用しやすくする農村地域工業等導入促進法が今国会で審議をされ、この通知をしたときには成立していなかったんですけども、6月2日に成立をしております。優良農地の確保が大前提となると思いますが、農業と導入産業の土地利用の調整や農村地域での過疎化を防ぐ観点等から審議されておりました。

農村地域工業等促進法改正の、この動きについてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農村地域工業等導入促進法は、高度成長期において、農業と工業の均衡ある発展を図るため、昭和46年に農村地域への工業の導入を目的で制定されました。

これは、農村地域への工業等の導入を農地と工場用地の利用調整を図りながら、計画的に促進することにより、公害の発生を未然に防止する措置を講じ、土地の有効利用を図ることを目的としています。

さらに、農業従事者が導入された工業等に就業することを促進し、第1次産業から第2次、第3次産業への労働力の適正配置を行い、生産性の高い雇用構造を目指すこととなっております。

今回の法改正では、法の支援対象業種を、工業等に限定せず、サービス業にも拡大されるということを聞いておりますが、今後、十分情報を収集し、本市への影響などを精査してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

この農村地域工業等導入促進法は成立したんですけど、まだこれからいろいろ中身を詰めて広報していくということのようです。

つまり、農村にある市町村が企業を誘致する工業団地、いわゆる農工団地ですね、農村にある工業団地をこのように整備する場合に、優良農地の転用も認めております。第一種農地、いわゆる今では10ヘクタール以上の一団の農地も、この網を、法律をかけますと、一気に農地転用がかかるということになります。今回の改正によって、先ほどの答弁にもありましたように、一部の業種に限っていた誘致企業を全業種に拡大を、網を広げたということになりました。過疎化による離農を防ぐ観点から、地元へ雇用の受け皿を広げようと、そして工業に雇用を貼り付けようと、このような目的なんですけども、例えば先ほど申し上げたとおり、第1種農地、第2種農地、ただの農地といろいろありますけども、いわゆる転用がかなわなかった第1種農地、さらには八街で北総中央用水事業の受益地、この網にかかっている

農地も転用になるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

農村地域工業等促進法につきましては、農村にある市町村が、企業を誘致するため、農耕団地を整備した上で、農振・農用地など優良農地の転用を認めるという法律でございます。転用につきましては、県の導入基本計画に基づき市の計画を策定する必要がございます。今回のこの法律の改正に伴って、国では、安易な転用の歯止として、基本的には農地以外の活用を求める方針でございます。

市の方針を策定する際には、県と事前協議において、どのような判断になるかわかりませんが、今後その情報を得ながら、精査していきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

先ほど林修三議員の企業誘致の話もございましたけども、この質問に限っては、あくまでも農地を農工団地として整備していくという、非常にちょっと大きな事業になるんですけども、そのような整備が、仮に八街市に話があった場合には、遊休農地とか耕作放棄地の解消につながるという話ではいいんですけども、優良農地が減っていくとあまりよくないということになりますけども、この網を広げたということは、恐らく国の方としても雇用の促進とか少子化対策、これを求めているのではないかと。地方に人を貼りつかせるという観点があるのではないかとこのように思っております。

農林水産省では、この法律改正によって、農産物の直売所、そして農家レストラン、介護施設等の立地も想定しているということになっておりますので、今後、注視をしていただいて、いろんな話がありましたら、また対応していただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

質問事項2に移らせていただきます。

忠魂碑施設についてお伺いいたします。

さきの大戦より今年72年余が経過いたしました。去る5月15日、八街市戦没者追悼式典が中央公民館にて挙行されました。追悼式という節にあたり、戦争の怖さ、命のとうとさ、この日本の国を守り続けてきた先人たちへの畏敬の念、そして戦禍に倒られ祖国や家族を案じつつ散華された兵士たちの無念さ、今の平和を築き上げてきた感謝の気持ち、さまざまな思いを回想、また確認させてくれるすばらしい式典ではなかったかと思っております。

実住小学校の前にこの忠魂碑施設がまつられております。忠魂碑施設の本市の考え方について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

実住小学校前の忠魂碑施設につきましては、ご承知のとおり、3基の石碑が建立されております。そのうちの1基は、大正3年に、旧八街村の在郷軍人会という戦前に軍の現役を離れた軍人が組織していた団体が建立した忠魂碑でございます。また、その前年の大正2年に、旧川上村の在郷軍人会が建立した忠魂碑が、昭和29年の市町村合併によりこの場所に移築

されております。さらに、昭和32年に、当時の八街町が慰霊碑として建立しております。例年、終戦記念日には、この場所において八街市遺族会主催によりまして、平和を祈念し戦没者を追悼する式典が行われております。

第二次世界大戦において、祖国を思い、家族を案じつつ、戦禍に倒られた方々の痛ましい犠牲の上に、私たちは今日の平和と豊かさを享受していることを忘れてはならないと思っております。また、戦争による悲惨な体験を風化させることなく、後世へと伝えていくことも、今を生きる私たちの将来のための責務でもあるというふうに思います。その意味で、さきの大戦における戦没者を追悼し、平和を祈念する機会を得る象徴的な場所が忠魂碑施設ではないかと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。戦争は勝っても負けても命を亡くしていきます。

毎年8月15日に、全国戦没者追悼式、これは武道館で行われますけども、八街においては、毎年、12時をもって、「戦没者を追悼し平和を祈念する」式典ということで、八街市及び八街市遺族会合同の主催によって、同時刻に忠魂碑施設の前で挙行されております。

私も遺族の一人として毎年参列させていただいておりますが、遺族会はもとより、八街市民、そしてさまざまな皆様方にも周知を図って、ご参列いただくことにとっても意義があるのかなど、このように思っております。その考えについて、八街市のお考えはいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

市長からもご答弁申し上げましたが、戦没者を追悼し平和を祈念する機会を得る象徴的な場所でもあり、広く市民に平和のとうとさを周知する場所が忠魂碑施設ではないかと私も考えておりますので、その辺につきまして、さらに広く周知をしていきたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

それでは、質問要旨2、忠魂碑施設の今後の管理、施設整備についてご質問いたします。

先ほども質問させていただきました8月15日の忠魂碑施設にて戦没者追悼式、「戦没者を追悼し平和を祈念する」式典が挙行されます。本市をはじめ今日傍聴にお越しいただいております市遺族会の皆様方、そして隊友会の関係の皆様方等の、建設的なご努力と敬愛の気持ちで毎年下草刈りや樹木の剪定・伐採、これを自主的に管理運営をさせていただいております。

財務省の土地の上にあるこの施設について、忠魂碑施設の今後の管理、施設整備についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

忠魂碑及び慰霊碑が建立されている実住小学校前の土地は、昭和23年に、当時の土地所有者が国に物納した土地で、現在は、財務省関東財務局千葉財務事務所が所有している土地

でございます。

敷地内には、開墾時に10間幅の道路建設の構想があったことを伺わせるケヤキが残っていることから、歴史的な意味合いが濃い場所でもあります。樹木の剪定や除草、清掃などの日常的な管理については、平成27年9月11日付で、関東財務局千葉財務事務所との間で国有財産管理委託契約を締結し、八街市が管理を行っているところでございます。また、例年8月には、八街市遺族会の方々に除草、清掃を行っていただいております。

今後は、この土地の利用のあり方について、市遺族会あるいは関係者と協議するとともに、国とも交渉してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

平成26年3月議会のときにも同様な質問をさせていただきました。その際にこのように答弁されています。「財務省が所有、管理している土地です。今後、市遺族会等の関係部署等との協議を進めて、よりよい土地計画を策定し、国との管理委託契約へ向けての協議を進めたい」とご答弁されていますけれども、その後の動きについてお伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

今、議員がおっしゃられたとおり、その後、国と委託契約を締結いたしまして、土地利用のあり方を協議しているところでございます。

本年、また9月に、この委託契約期間が切れますので、このときに新たな土地利用等につきまして、市役所内の教育委員会などの関係各課と協議した結果をもとに、国とこの土地利用につきまして再度協議していきたいと考えております。

○石井孝昭君

市長からも、部長からも、管理委託契約を結んで2年ですね、国との。一歩進んだと本当に感謝しています。

ただ、この9月にまた更新の時期が来るということで、私は、その際に申し上げていたんですけども、国との協議はもちろん大前提なんですけども、この忠魂碑施設を平和のシンボルとして整備していくと、いわゆる平和公園、このように整備をしていくお考えはどうかと、このような質問を当時しています。また、実住小学校前ということで、そういう意味合いからも、「平和教育公園」として整備していくことはいかがかと、このように考えて質問させていただいておりますけれども、先ほどの答弁の中にも、当時の十間道路の構想の中でケヤキが残存しておりますし、忠魂碑施設の土地の上には、そのような説明書きが、教育委員会としても立っております。

また、県道の小学校にわたる歩道橋もある中で、国と県、その当時は、木柵を作設して、危ないブロックを壊して、財務省の方で無償でやっていただいたんですけども、国の方は、当時担当者が八街にお越しいただいて私も話をしましたけども、八街の方で平和公園、そして教育公園、このような形で私は整備して、八街のために、もちろん国のためですけども、468柱のみたまがそこに眠っているという意識であれば、この八街を築いていただいた先人に対して畏敬の念を示していくのはとても大事だと思っています。思いだけではなくて、

それを形にして、そしてそれを市民に周知を図っていく。そして、先ほどの戦没者を追悼する日にも、市民にも参列していただけるような場所を整備していくのが、行政としての役割ではないかと、このように思っております。

平和公園、そして平和教育公園、これは教育委員会の管轄にもちろんなって関連する。先ほどの部長答弁ですと、関係各部署、財政課も含めて9月に向けては検討していただくということですが、このような形で整備していただければと思いますけども、お考えはいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

今後の土地利用につきましては、先ほども申し上げましたが、関係各課等と協議し、国とも協議をしていきたいと考えておりますが、平和公園などと整備していく場合には、忠魂碑施設敷地の環境面での整備はもとより、忠魂碑のいわれなどをわかりやすい表現方法で表示した看板等を設置することにより、子どもたちを含めた多くの市民の方々に広く平和のとうとさを周知する場として、整備していきたいと思っております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。財政的に、そんなにお金がかかる話ではありませんので、あとは国と、国の職員も八街で受け入れてくれれば、そのような体制をとっていただければやりやすよと。もちろん今は行政と行政ですから、管理契約はお金がかかるわけではありませんから、財務省の土地をこれからも使ってもらいたいと、このような意思があると、国も言っておりましたので、できれば、そのような形で進めていただけるとありがたいと思っております。

北村市長からも、忠魂碑施設は「平和を祈念する機会を得る象徴的な場所」であるという答弁をいただいておりますので、遺族会も毎年、高齢化をして皆さん本当に頑張っておいでしておりますし、それを後世に、子どもたちにまた伝えていくという意味で、施設整備にあたっていただければありがたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

教育問題についてご質問させていただきます。

学力向上について、義務教育において教育の充実の底辺は学力向上にあると私は思います。現場の状況を見ますと、先生方の頑張りや、学校教育環境整備の充実等の影響によって、向上の余地が見受けられます。

しかしながら、八街市の学力はいまだ県平均を下回っており、学力の底上げは義務教育において喫緊の課題であると理解しております。

そこでお伺いたします。小・中学校の学力向上への具体的取り組みについて、ご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

文部科学省が4月に実施する全国学力・学習状況調査、本年度4月から中学校で実施して

いる八街市学力向上調査、7月、12月に小学校で実施する八街市基礎学力調査の各調査の分析結果を活用し、各学校の課題を明らかにし、児童・生徒の実態にあわせた授業を展開することで、学力向上を目指しております。

また、全小・中学校に毎学期、授業改善・学力向上プランの提出を求めるとともに、指導主事が各学校を毎学期2回以上、年間で最低6回は訪問し、授業研究等で指導するなど、教職員の指導力の向上に努めております。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。子どもたちはそれなりに本当に頑張ってきているというふうな、そこに値するところだというふうに思います。

そこで、学校と地域、家庭が連携しながら学力向上を図っていくのがとても大事なかと。学習習慣の習慣化も含めてなんですけども、そのように思っております。

そこで、今年、小学校・中学校でタブレット端末を導入していくということで、教育予算を付けていただいております。小学校には各学校40台、この導入の利活用についてご質問させていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

今年度、市内の7校のパソコン教室、これがパソコンの更新が予定されております。それに沿って、パソコン教室のパソコンをタブレット化することが実現されます。

タブレット化が図られることは、教室でもタブレット型パソコンが使えることになりますので、パソコンの利活用がこれまで以上に進み、児童・生徒の学習意欲が向上し、授業理解がさらに高まっていくことが考えられます。新しい学習指導要領でも目指しております「主体的、対外的で、深い学び」につながると考えております。

○石井孝昭君

確かに、デスクトップ型だと持ち運びができなくて、今後はタブレットを導入して、目で見て、子どもたちに伝えやすい指導、このようになってくると思いますけども、八街市、今後、学力向上の取り組みについてですけども、例えばデジタル教材の導入については、なかなか立ちおくられているというか、まだできていないかなと。理科の実験等々についても、例えば電子黒板の導入だとか、このデジタル教材の導入については、今後タブレットを導入しましたねと、その後、今大きな液晶モニターで映し出してやっていくということだと思えますけども、デジタル教材と今後の導入の検討はいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、各小・中学校には大型テレビが各教室に配置されております。その既存の機器を最大限に活用し、今後の学力の向上に努めていきたいなと思っております。

また、デジタル教材につきましては、各校にデジタル教科書を導入する予定です。全ての教科とはいかないとは思いますが、各校が研究している教科を導入するなど、各校の実態や

必要の度合いに応じて配布してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

財政課にお伺いします。

タブレット端末を導入していただいて、教育環境も非常に変わっていくと現場は喜んでおります。特に、今年度は教育予算も今までになくとっていただいているということで、非常に現場は喜んでいるところもあるんですけども、このデジタル教材を含めて、電子黒板等も含めてですけども、この導入していくことによって、導入している市町村等先進地域を見ますと、やっぱり衝撃があるというか、非常に先生方もデータとして残せます。今まではアナログで、先生方がいろんなのを理科の実験、社会の実験でつくっていったのを、デジタルとして今度は見せて、それをデータ化してベース化できるということをお聞きしていますので、非常に先生方の負担が、授業の小間小間で非常に残しやすい、またそれを引き継ぎやすいということも聞いておりますけれども、財政課として、今後デジタル教材を導入していくようなお考えというのは、いかがでしょう。

○財政課長（會嶋禎人君）

財政課として導入していくというよりも、教育委員会サイドが、こういった考え方で、今後子どもたちのために何をそろえていくのかというところが重要であると思います。それに伴いまして、やはり市全体を見ながらの財政措置というのが重要であるとは考えておりますが、当然、必要であって、ねばならないのであれば、いろいろな財源等を駆使した中で、対応していければと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。その際は話を聞いてやっていただければというふうに思います。

もう1点ですけども、教育長、小学校から中学校に上がったときに、今年ありがたくも復習の意味で学力テストの予算を組んでいただいて、この前実施したというふうに聞いていますけども、このときに、全てとは言わないんでしょうけれども、学力が小学校の県平均より中学校の県平均がぐっと下がると、このように伺っていますけども、この要因とはどんなものでありますか。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員の方から、中学校に上がると県平均を下回ってしまうのではないかというご心配だったと思います。県の標準学力テスト、昨年度末行われました結果を見ますと、中学校においても確実に学力の向上は見られております。

ただ、小学校で身につけた学力や学習習慣、家庭学習も含めますけれども、中学校段階に行きますと、それが部活動等さまざまな環境から、なかなか小学校で身につけたものが発揮できないということもございます。その辺を、今後とも、学校そして家庭とも連携しながら啓発、連携を図っていききたいなと思っております。

また、過日、県の指導室の指導主事と、八街市の学力について情報交換をする時間を私は持てましたので、その際に意見を聞いたところ、県の指導主事の方は全県レベルで見えており

ますので、そこで八街市を比較すると、1日に学習する学習の全体の時間、要は個々の学習のボリュームが少ないのではないかと。ほかの市町と比べるとそのように感じるんだがという意見もございました。

ですので、その辺も各学校に伝えてございますので、1日の学習のボリュームを増やす方法、それを児童・生徒が自ら学習する時間を作り出すということを、今後働きかけていきたいと、今以上に働きかけていきたいと思っております。

○石井孝昭君

課題解決する一端が見えてきてよかったなというふうに思います。それに向けて学校で取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

最後の質問に移らせていただきます。

小学校英語教育、外国語教育の現状とグローバル化への対応についてご質問いたします。

平成23年度より、小学校において新学習指導要領が全面実施され、5年生、6年生で年間35単位の時間の外国語活動が必修化されており、平成32年度には教科化となります。

外国語活動においては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としてさまざまな活動を、今行っております。

文部科学省では、初等教育の段階からグローバル化に対応した教育を充実することで、世界の中で戦える人材を育成することが狙いであります。本市の教育委員会として、小学校英語教育の現状とグローバル化への対応について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成29年度八街市教育施策にもありますように、国際理解教育の推進と小学校からの外国語活動の充実は、本市のみならず全国的な喫緊の課題です。

本市では、平成32年度から全面実施される小学校5、6年生の英語の教科化、小学校3、4年生に拡大実施される外国語活動の実施に向け、具体的な施策を推進中です。

来年度には、全面実施に先駆け、市内全小学校で、英語、外国語活動の先行実施を開始いたします。今年度は二州小学校を外国語教育の研究校に指定し、グローバル社会に対応するコミュニケーション能力の素地を養うための段階的な指導法、カリキュラムのあり方について、市内各校に積極的に発信していきます。

また、さらに新たな取り組みとして、本年度、本市教育委員会に増員された英語科指導主事による各小学校訪問による授業力の改善研修、北総教育事務所指導主事による外国語活動実践研修などを実施し、市内教職員の授業力の向上に努めてまいります。

○石井孝昭君

答弁ありがとうございました。今年は、先行実施の先行ということで、二州小学校がモデル校で今取り組んでいただいているということです。先般、学校に赴いたときにお聞きしま

したら、その授業もやっただと。先生方が集まって、主体となって外国語教育を推進していくということをお聞きいたしました。

ALTがいっぱいいますけども、今現在市内5名ということで、それぞれ回っているんですけども、楽しく英語を学べるように子どもたちがするには、担当の先生がT1になって、ALTがT2になるべきかなと、このように思っております。今、なかなかALTの先生方には、委託契約の関係上、担任の先生が指示できないとか、指示をしてはいけないみたいなことのあるようなので、これはちょっと課題なのかなというふうに思っております。

文部科学省では、先ほどの教育長の答弁のように、2020年、平成32年にスムーズに全面実施するために、小学校では年15小間、15授業、5、6年生は年間50授業をするということで、5月29日に次期学習指導要綱が提示されました。平成32年に向けて、各学校の取り組み、市内小学校の英語教育を教育委員会として、どのように平準化を図って指導していくのか、ご質問します。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

改訂の指導要領では、今議員がお話しになりましたように、3、4年生の外国語活動が年間35時間、そして5、6年生の英語が70時間と定められております。その先行実施としまして、来年度から3、4年生が15時間、5、6年生が50時間という数字が出てございます。

本市では、現在5名のALTで対応しているところですが、そういう時間数が増えますので、その5人のALTでは、なかなか完全実施に向けては難しいのかなと思っております。

今年度は、これまでのALTの雇用の契約終了年にあたりますことから、教育機会の均等を意図したALTの増員や適正な配置、学級担任とALTによるチームティーチングの効果을最大限に活かし、授業の打ち合わせや教材研究がより柔軟に実施可能な、そういう雇用形態などについても、積極的な検討が必要であると考えております。

○石井孝昭君

今年末で3年のALTの契約が終了すると、いい時期かなというふうに思っています。

ALT自体も、今はジェットプログラムを終了したネイティブスピーカーを使っている市町村や、うちの場合は恐らく教務委託契約の方にあたると思うんですけども、各自治体によっては、各自治体が人材を探して雇用していくか、民間会社との契約をしていくとか、このような形で、地域の人材を登用していくということもあるんですけども、今後、ALTの採用、そして人数の増員、今、教育長の答弁にも5人では足りないと思うということなんですけども、先ほど財政課にもお聞きしましたけども、財政課に、来年度はぜひその人数増員を計画的にお願いして、平成30年からスムーズに先行実施ができるような形で要望していただければありがたいかなと、このように思っております。

そして、ALTも先生のT1、T2の話をしましたけども、やはり担任の先生が今後採点

していきますから、教科化にすると採点をしていく。5、4、3、2で付けていくのかどうなのかわかりませんが、そうするとALTは採点できませんので、T1がしっかり担任の先生に責任を持ってALTとちゃんとタイアップして、授業をしていく。もちろん今もやっているというふうには聞いておりますけども、その指示をしてはいけないようなことではなくて、お互い連携を深めて責任の所在をはっきりしていくと、先生の自覚も含めてですけども、していただければありがたいなというふうに思います。

恐らく、先生の中では多忙化、教員の今後の教材等の不安、そのような形で教育委員会にさまざまな要望が上がってくると思いますので、ぜひともそのALTの増員も含めて、財政課には要望していただければありがたいかなというふうに思います。

最後に、私自身思うに、教育は人にある、つまりモノではなくて、もちろんモノも、教育環境整備は大事なんですけども、至極当然でありますけども教育は人だというふうに思っております。市教育委員会に、先ほど教育長は、外国語担当の主事を八街に今年初めて置いていただきました。非常に感謝に値することと思います。熱い思い、強い思いのある先生方を適宜配置され、今後の教育のため、そして八街の子どもたちのために、さらに充実した教育環境になることをご祈念申し上げたいというふうに思います。

以上で私からの質問をこれにて終了させていただきます。

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中にはありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。安全・安心、活気あるまちづくりのため、通告に従い順次質問させていただきます。道路問題、まちの活性化、教育問題、まちの安全・安心の4点、質問させていただきます。

では、早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、道路問題（1）看板表示についてお伺いいたします。

道幅が狭く、車が2台やっとすれ違うことができるようなところもあります。大型車はもちろんですが、車幅の広い車両が入ってきますと、対向車同士がスピードを緩め、接触しないよう互いに気遣いながらすれ違うのにやっとの道路もあります。また、歩道が十分確保されていない道路での通学路では、子どもたちは、車が行き過ぎるのを待つてからの歩行とな

ります。

私は、このような道路に対し、拡幅工事、歩道整備の要望をしまいましたが、予算、優先順位等の諸事情により、すぐにおける工事着手は不可とのことでしたので、せめてドライバーさんへの注意喚起のため、道路入り口に看板設置をお願いし、設置をしていただいております。

ところが、まだ、設置してから3～4年しかたっていないのに看板はベコベコ、取付向きもそっぽを向いている状態のところがあります。子どもたちの安全確保のため設置していただいた看板のはずです。常に正しく維持管理されていなければならないものだと思います。

そこで質問いたします。八街市内に相当数の看板が設置されていると思いますが、それらの管理はどのようにされているのか、特に通学路入り口や事故現場においては、定期的に短いサイクルでの点検整備が必要と考えますが、あわせて伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市が設置しました交差点や道路の注意看板等で、設置から年月が経過して破損したり、表示が見えにくくなっている看板につきましては、職員による点検の実施や地元区からの要望により、順次交換等の対応をしまいたいと考えております。

また、交通事故があった箇所や、交差点での安全対策のための交通注意看板の新設につきましては、地域からの要望をもとに、随時設置をしまいたいと考えております。

○木村利晴君

職員の方に今点検整備をしていただけるとのご答弁をいただきました。ありがとうございます。

強風や事故、またいたずら等で、外部から何らかの物理的外力が加わらなければ、壊れたり、向きが変わったり、外れたりはしないと思います。いつ何が起こるかわかりません。万が一ということもありますので、サイクルを決めての定期的な点検整備をしていただくことが、大事なことだと思います。また、地元区長さんにご協力をいただき、破損情報のもと、修正もしくは交換していただけると、より安心・安全、治安も守れると思いますが、定期的な点検の実施をしていただけるのか、伺います。

○総務部長（山本雅章君）

注意喚起の看板ですけれども、これはなかなか職員の方で定期的な管理をするというのは、ちょっと難しい面もございますので、現在の対応としましては、看板設置の地域からのご要望等があれば、経年で破損だとか劣化したようなものは、順次交換をしていくという対応をしております。

○木村利晴君

ありがとうございます。なかなか職員さんによる定期的な整備は難しいということなんですけども、最近、比較的新しい感じのブルーの看板を目にするんです。古い看板は黄色で反射板になっているような形のものだったと思いますが、そのブルーの看板が裏通りの狭い道

路にかかっているのを最近目にします。八街市、佐倉警察署の連名で出されている看板だと思います。「危険！スピードを落とそう」というものですが、青色が基調になっているんですが、この青色がよく映えて、ドライバーさんもよく見える看板だと思います。

看板としてはよく見えるんですが、その「危険」という文字が、左が赤で白抜きをされているので、走行中の車からはなかなかその「危険」というのが読みにくいので、「危険」の文字をもう少しインパクトのある色に変更した方がいいんじゃないかというふうに思いますが、これをご検討願えるかということなんですが。

また、今言いました古い看板、八街町時代の看板も時折目にしております。まだまだお役に立っているものもあるようではありますが、ぼろぼろの古看板で、既にお役立てしていないようなものもありますので、前にも、そのままにして新しい看板を取り付けるのではなくて、古いものを点検していただいて、その上で新しものに交換する。もしくは、今新しく別なところに設置しているものもありますけども、今まであった古い看板のところに、交換して新しい看板を取り付けていただければありがたいと思いますけども、この点に関してはどうでしょう。看板の変更と、「危険」文字のことなんですが、よろしくお願いします。

○総務部長（山本雅章君）

それでは、まず1点目の、目立つ色への変更ということですが、交通注意の看板につきましては、あれは既製品の看板の中から、個々の道路状況に応じて、その表示板を選定して作成しているというのが、現状でございます。

今後、看板を作製するときには、できるだけドライバーから読み取りやすいといえますか、目につきやすい、そういったものを既製品の中から選びまして、なるべく注意喚起を促せるようなものを取り付けてまいります。

それから、ご指摘の2点目、古い看板の件ですが、経年劣化で、既に、木村議員ご指摘のとおり、役目を果たしていないんじゃないかというような看板も確かに見受けられるところですが、これにつきましては、先ほどの市長答弁にもございましたが、地元区からの要望によって、順次交換をしてみたい。先ほども申し上げましたとおり、定期的に職員が回ればよろしいのですが、何せ枚数が多いものですから、それもなかなかちょっと現実的には困難であるという状況もご理解をいただきたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。区長さん、区長会があると思うんですね。その区長会において、地元の設置されている看板類が、もう破損して用途をなしていない、こんなものが結構見受けられるので、区長さんを通して点検するように、地元の子どもの安心・安全のためでもありますので、ぜひそれは行政側も、そういう自治会の長にお願いしていただけるとありがたいと思います。

我々は、地元に戻ってからそういう訴えはしていきますけれども、行政側からもそういう要請をして、古いものがそのままにされていると、何か、この街が整備されていない、いいかげんな街に見えてしまうといけませんので、そういう点も考慮に入れて、見た目も悪いで

すから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

街の活性化についての質問です。(1)インパクトのあるイベントの開催についてお伺ひいたします。

日本各地で、地元産農作物のPRが盛んに行われております。県内各地でも、ブランド野菜のPR合戦が行われております。

近隣の白子町では、5月14日、恒例の「たまねぎ祭り」が開催されました。タマネギの掘り取り体験は大人気で、午前9時から午後1時まで、メイン会場で受け付け、畑でなくなり次第終了ということです。畑までは無料送迎バスを運行、参加費は500円で、規定の5キロ用袋に詰め放題とのことです。メイン会場では、オニオンスライスを試食やタマネギの加工品、農産物の直売、ステージイベントなどが開かれているようです。17回も続いている人気のイベントでございます。毎年、楽しみにしている人もたくさんおられ、八街の人たちも多く参加されているようです。

八街市では、「落花生まつり」を大々的に行うということですが、八街は県内でも有数の農産地です。季節ごとに豊富な農産物があります。各シーズンごとの旬野菜の収穫祭の開催を実施し、八街産の農産物を1年中PRしていただける取り組みができたらと思ひます。

落花生、ニンジン、大根、ホウレンソウや小松菜などの葉物、ジャガイモ、サツマイモ、里芋、トウモロコシ、スイカ、ショウガ等、農産物はどこよりも豊富にあると思ひます。

そこで質問いたします。八街市が主催者となり、複数の農家と連携し、旬野菜の収穫祭を開催することはできないか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度の農業体験ツアーにつきましては、7月に1ツアー、9月に3ツアーを実施する予定で、関係者と協議を進めているところでございます。

なお、収穫していただく農作物は、落花生をはじめ、トウモロコシ、ブルーベリー、梨、サツマイモを予定しております。

また、本年度に開催する野菜等の収穫祭的なイベントといたしましては、6月24日に、JAグリーンまつり、9月24日にやちまた落花生まつり、11月19日に八街市産業まつりを計画しているほか、八街市観光農業協会では、7月にブルーベリーの摘み取りとアンデス音楽コンサートを、9月には落花生の掘り取り体験を実施する計画で、それぞれ、準備を進めているところでございます。

農作物の収穫体験イベントを一箇所の農家で行うよりも、多くの農家が個々の場所で行うようなイベントを実施してはとのご質問ですが、現在でも、各種事業を実施する場合は、関係者や他の事業との調整、役員等協力者の確保など、問題がありますので、今後、千葉みらい農業協同組合や関連する生産者団体との連携も含めて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。市内では、観光農園として、観光農園は個々に農産物の収穫期にはお客さんを呼び込んで、収穫体験ツアーを実施しているということですが、行政と複数の農家さんが連携することにより、八街は農産物のブランドとして市内外にPRしていくのではないかなというふうに思っております。主役のタマネギのように、全国紙で取り上げられるようなイベントを開催していただきたいというふうに思っています。

農業体験ツアー計画は、今市長答弁でございましたが、メイン会場での紹介や農産物の販売を行い、各農家で作る旬の特定農産物の収穫体験を行う取り組みは、これは、今の市長答弁でも、関係役員の方たちは大変なんだということをおっしゃってございましたけども、今農家さんが契約栽培でつくっておりますと、契約栽培されたものは規格外はなかなか引き取ってもらえなくて、これが処分されている現実がございます。

収穫体験では、これ全てが商品になりますので、大小の大きさも形も関係なく、収穫したことで、無駄も出ません。お客さんに喜んでいただき、農家さんにも有益な取り組みと思っております。急に、一度に全部やるということは大変無理がございますけども、1つ1つ何か結果を出しながら、取り組んでいっていただきたいなというふうに思っているんですが、再度ご答弁願えますでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

議員がおっしゃるとおり、現在、本市では、「やちまた落花生まつり」をさらに大きなイベントとなるように準備を進めているところでございます。

また、午前中にもありましたが、大学との連携による農業活性化を目指すため、千葉大学大学院の園芸学研究科及び千葉大学環境健康フィールド科学センターとの相互協定に関する協定を、先日、3月21日でございますが、締結したところでございます。

協定に基づく連携事業の一環として、千葉大の大学院の研究科等の学生を対象とした農業体験ツアーを1ツアー、今年予定しているほか、「やちまた落花生まつり」にも参加できないかということで、大学側と現在協議をしているところでございます。

そうした中で、議員がおっしゃるとおり、白子町で行われているタマネギ祭り、あるいはタマネギ刈りのようなイベントとなりますと、かなり、先ほど市長が答弁しましたように、関係者や他の事業との調整、役員等の協力者の確保など、さまざまな課題を解決して実施するという事になるかと思えます。そうした中で、千葉みらい農業協同組合、また関連する生産者団体と連携を深めて、今後このイベントについては検討していきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ご答弁ありがとうございます。

ただ、八街市は基幹産業が農業ということで、観光資源も農産物ということで考えていきますと、やっぱり今おっしゃられたイベントは、インパクトにちょっと欠けるかなと。先ほど来、落花生まつりに対する予算組は50万円ということをおっしゃってございましたけども、

やはりPRしていくにはインパクトが必要なので、大変なこともさることながら、インパクトがある事業を展開していくことによって、市内外から注目されるし、また注目されればそれが1つPRになっていきますので、ぜひ、1年中農産物の収穫祭が開催され、八街市内外から多くの人に来てもらえるような、そんなまちづくりができればと思っています。また、夢見ておりますので、具現化に向けてよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

街の活性化について、(2)公共機関の新ネーミングプランについて。

今、八街市内に榎戸駅と八街駅がありますけども、総武本線が通っております。その名をもっと利用客に親しみを感じられるような呼び名に変えることができないのか、お伺いいたします。

沿線の地域の特徴をいかして、ご当地キャラの愛称で呼ぶことで、走行風景やご当地キャラがイメージされ、親近感がわき上がるような、そんなネーミングができればいいなと思っておりますが、乗降客数が、その結果、増えるのではないかと。やはり総武本線というのは重たい。1つの面のラインということで、本線という名前がついているんでしょうけれども、何か固い感じがするんですね。それに対して、もっともっと身近に感じるような、公共機関として親しみを感じる愛称、これをぜひ、何かコンテストでも開いて愛称の公募をしていただけないか、こんな企画をできないか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の八街駅、榎戸駅を通り、千葉市と銚子市を結ぶ総武本線につきましては、上総・下総・武蔵の3つの国を結ぶ路線であることから、総武本線となったと言われております。

鉄道路線の名称は、利用者が鉄道を利用する際に行き先などを示す重要なものであるとともに、その呼び名によっては、イメージアップの効果により、鉄道利用者や観光客の増加が図られる可能性もあります。

一方で、総武本線の名称の変更につきましては、本市の意向のみで変更となるものではなく、また、変更に伴い、多額の費用が発生することも予想される内容のものでございます。

このようなことから、現時点での名称変更は難しいと考えられますが、今後、JRとの意見交換の機会等がありますので、そのことを捉えながら、その可能性を確認するなど、調査・研究を進めてまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。総武本線の乗降客数を増やすためには、沿線の活性化が必要だと思います。そのために、やれることから始めることが大事なのかなというふうに思っております。ぜひ、JRの方と意見交換会がございましたときには、ご提案くださればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問ですけども、要旨②、市内のバス路線の呼び名を、今は北コース、西コースとか、今は東西南北で言っていますけども、地域の特徴だとか農産物の名前を付けて呼べば、地域

住民に親しまれる本当の地域ふれあいバスになるのではと考えます。

利用客に愛されるふれあいバスになるよう、まずは呼び名を親しみのある愛称に変えることも大事な第一歩と考えますけども、その点についてはいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスにつきましては、ふれあいバスの利便性の向上、将来にわたり持続可能な地域公共交通の体系を構築するため、ふれあいバスの全停留所での乗降調査、利用者からのアンケート調査、地区社会福祉協議会での懇談会の開催など、各種調査を実施したほか、市内の公共交通に関係する団体や市民等の代表者で構成する「八街市地域公共交通協議会」において、約2年間の協議を重ね、現在の市の北部2コース、南部3コースの計5コースについて、本年10月から、八街駅を起点として、市内を東西南北の4つのエリアに区分し、北部2コース、南部2コースの、計4コースに再編する予定でございます。

具体的には、八街駅から榎戸駅間の循環及び住野地区を運行する「北コース」、朝日・文違地区を運行する「東コース」、交進・川上・二州地区を運行する「西コース」、笹引・二州地区を運行する「南コース」の4コースとなり、「街コース」「中コース」の名称がなくなることとなります。

この再編により、東西南北の各ルートの運行エリアが明確になることで、各便の行き先等がわかりやすくなるとともに、平成11年度の運行当時から「北コース」「南コース」等の名称で運行し、これらの呼び名が定着していることから、引き続きこれらの名称で運行を行う予定でございます。

また、利用者の利便性向上を図るため、行き先がわかりやすく、また見やすい、新たな時刻表を作成しているところでありますので、この中で「何々方面」というような表示が可能か検討しているところであり、市民の皆様方がより安心して利用できるふれあいバスの再編となるよう、準備を進めているところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。ふれあいバスの路線コースの見直しに合わせて、路線のコース別のネーミングを考えていただくという提案なんですけども、東西南北はそのままでもいいんですけども、愛称は付けられるというふうに思うんですけども、市民にもっともっと親近感のある身近な交通機関になってもらえるような愛称も別途考えていただければ、ありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

この件に関しては以上です。

次の質問に入ります。教育問題でございます。

質問事項3、教育問題（1）教師の時間外勤務についてお伺いいたします。

公立小・中学校の教員の勤務時間が、10年前と比べて増えたことが、文部科学省が4月28日に公表した教員勤務実態調査結果で判明いたしました。

この調査は、文部科学省が10年ぶりに実施したものです。中学校教諭の約6割が60時

間以上勤務しており、過労死の目安とされる水準を超過。授業時間が増加したほか、中学校では土日の部活動の時間が倍増したとあります。

その調査結果によりますと、教諭の平日の勤務時間の平均は、小学校が11時間15分、前回比で43分増、中学校が11時間32分、前回比で32分増と、いずれも増加しております。また、土日の勤務時間は、小学校が1時間7分、前回比49分増、中学校は3時間22分、1時間49分増と、大幅な増加になりました。

小学校では33.5パーセント、中学では57.6パーセントの教諭が、週に60時間以上勤務し、20時間以上残業していたという報告があります。

また、それぞれ最も増えた業務は、平日は、小・中学校ともに脱ゆとりの影響で「授業時間」が増加、土日は小学校が「授業の準備」、中学校では「部活動、クラブ活動」が前回調査では1時間6分から2時間10分にほぼ倍増しております。それに伴って、管理職の勤務時間も増加。小・中ともに平日の勤務が長いのは、副校長・教頭で、小学校は12時間12分、前回比49分増、中学校は12時間6分、前回比21分増に上っております。

このような調査結果を踏まえて質問させていただきます。

要旨①、②、③は関連しますので、一括して質問させていただきます。

八街市の小・中学校の教員の残業時間の勤務内容はどのようなものなのか。調査結果のように、授業の準備や部活の顧問として生徒に寄り添った活動で時間を拘束されているのか。八街市の教員の時間外勤務の実情はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

まず初めに、①時間外の勤務内容についてでございます。

時間外の勤務内容ですが、小学校教員で最も多いのは、授業のための教材研究や資料作りです。続いて、採点・成績処理・文書作成等の事務処理、生徒指導や保護者との対応、課外活動となります。

中学校教員では、最も多いのは部活動指導です。続いて、生徒指導や保護者との対応、採点・成績処理・文書作成等の事務処理、授業のための教材研究や資料作りとなります。

次に、②部活動との関わりです。

部活動での時間外勤務については、主に中学校に多い要件になっております。部活動は、生徒の技術や体力向上、規範意識や社会性、自主性の向上を目的に実施されており、学校教育において極めて有意義な役割を担っております。

授業前、授業後に行われることから、時間外勤務の活動になってしまいます。市内各中学校では、生徒の健康面への配慮や教師の時間外勤務の軽減の目的から、平日、週1日程度の部活動休養日を設けております。

続きまして、③教師の実情についてでございます。

教師個人により異なりますが、勤務時間内に校務を終えることは、教師の職務内容の種類やそれに対応する時間の長さから難しく、常に時間外勤務をしているのが実情です。校務に

つきましては、校長の経営方針のもと各職員に分掌されております。その校務内容については、一部の個人に過度の負担がかかることのないよう校長面接などで進捗状況等を聞き、負担の大きい分掌については学校全体として関わっております。

○木村利晴君

ありがとうございます。校務につきましては、校長の経営方針ということで、各職員に分掌しているということなんですけども、勤務時間調査では、残業時間が100時間を超えている小学校は55.1パーセント、中学校では79.8パーセントあります。公立学校の教員の時間外労働に上限を設けるよう求めている大学教授や、過労死の遺族らの団体は、教職員の働き方改善推進プロジェクトを立ち上げ、5月12日、文部科学省で記者会見をし、教員に時間外手当を認めていない教職員給与特別措置法（給特法）の見直しを含めた制度改正の必要性を訴えております。5月1日から始めたインターネット署名は、6月までに4万人分集めて、文部科学省と厚生労働省に提出すると、こんな予定になっているということですが、ここで教育長にお伺いいたします。

教員に時間外手当を支給しない教職員給与特別措置法に関するご意見を、お伺いいたします。お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

今、議員の方からのご質問のことは、恐らく教職調整額の手当の件に関してが主なものと存じますので、その点についてお話をさせていただきます。

昭和46年度だったと思いますけれども、国の方は、教員は一般行政職と同じような勤務時間の管理はなじまないという、国からの方針が出まして、その理由としましては、遠足、修学旅行、校外学習等々、通常といいましょうか一般の行政職とは異なる勤務体系であるから、同じ管理はなじまないということでございます。そして、教職調整額ということで、4パーセントの調整額、手当がついてございます。

先ほども答弁いたしましたように、一人ひとり勤務の時間数は、またその時期によっても異なるわけですが、個々の職員の一人ひとりの努力によって勤務時間を減らすことというのは、ほぼ限界に近いのかなと、私個人的には思っております。

ですので、例えば八街でお話をさせていただければ、特別支援員等、また電話相談とか教員を組織として、さまざまな部署から勤務時間を減らしていくという対応をするのが望ましいのかなと、私は思っております。以上です。

○木村利晴君

この記者会見を見て、小学校教諭だった妻を昨年2月に亡くした元教諭の夫も出席して、妻（当時51歳）は、1年の学年主任だったが、他の担任に若手が多かったことなどから負担が大きく、長時間労働が恒常化しておりました。昨年1月、職員会議中にクモ膜下出血で倒れ、帰らぬ人となったと。公務災害を申請したが、学校が勤務時間を管理していなかったため難航、職場のパソコンの起動時間から、生前の時間外労働が月100時間前

後に及んでいたと推測し、今年2月に申請にこぎつけたとあります。学校は、教員の労働時間をしっかり把握してほしい、教員定数を改善し、授業以外に使える時間を増やすことも必要だと、話をしております。ここで問題なのは、学校で教員の労働時間を把握していなかったということです。

給特法で教員の時間外手当の支給を認めていないので、労働時間の管理はしなくてもよいことになっていたのでしょうか。八街市での労働時間の管理はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

教職員の労働時間の把握は、大変必要なものだとこちらでも認識しております。学校においては、校長が教員の労働時間を把握し、現在指導しているところでございます。

把握の方法としては、各学校の実態にあわせて若干異なりますが、1例を挙げますと、出勤の記録簿を作成したり、または週指導計画案に前の週の勤務時間を記入させたり、またはタイムカードを導入している学校もございます。

教育委員会としましても、校長に対して、勤務時間の把握と適正な勤務を繰り返しお願いしているところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

中学校での時間外勤務で、一番多く拘束されているのが部活動という報告がありましたけれども、部活動の顧問をしていて、働き方改善上、上限規制において、いわゆる過労死ラインである1カ月間に100時間以上、または2カ月から6カ月の間に、毎月約80時間以上の残業をされている方は、八街の教員さんでおられるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

唯一国が調査している期間と、私たちが把握している期間は若干違いますので、完全に国との比較にはならないかもしれませんが、4月に月100時間を超えた教職員、教員だけではなく学校で働いている職員も含めて、教職員で調査してございますけれども、月100時間を超えた割合でお話をいたしますと、小学校で20.4パーセント、中学校で30.0パーセント。これはあくまでも4月という、学年はじめという期間が入っておりますので、これが常時この時間かという、そうではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○木村利晴君

ありがとうございます。調査結果よりはだいぶパーセンテージが低いかなというふうに思いますけれども、まだまだこういう100時間を超えて勤務されている方がおられるということなので、やはり基本的には小・中学校ともに厳しい勤務状態にあるのかなというふうに思っていますけれども、中学教員の8割が、今全国で月100時間超の残業をしている。これは異常事態であると言わざるを得ません。八街市においては、平日、週1日程度の部活動の

休養日を設けておられるということですが、それでもまだ20パーセント、30パーセント、100時間を超える残業時間があるということなんですが、一時も早く解消してあげなければいけないと思います。

中学校での取り組みですが、教員は、部活動の顧問はするが、実務は地域の専門コーチに依頼し、参加生徒の確認のみ行って、本来の業務である生徒指導や保護者に対する対応、採点・成績処理など、本来である業務に専念している学校もございます。まだまだ部活動に拘束され、本来の仕事に専念できない教員の方がおられるならば、地域の専門コーチ等を依頼することも検討していただいて、負担軽減をしていただければと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

今、木村議員から種々、教育現場の実態に即した教職員定数の充実等に関する決議ということで、全国市長会でも、今木村議員が言われたようなことで、教職員のいろんな意味で配慮を願いたいということで、決議しております。

それを申し上げますと、国において、国の財政健全化に向けた費用対効果あるいは適正配置数の観点重視した教職員の数のあり方について議論されておまして、それらは、財政効率最優先の主張であり、教育の現場を預かる地方自治体の立場からは、到底同意できるものでなく、先進国の中で低位にある我が国の教育への公的支出をさらに低下させるものと危惧しておる。そして、国の財政健全化目標達成のために、加配定数を含め教職員定数のあり方を見直して教育費の削減を図ることは、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、義務教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ない。国においては、以上のような状況に対処し、地域の実情に応じた教職員の配置を計画的に実施できるよう、基層定数化の実現と、加配定数の確保に教職員定数の充実、教員を支える多様な人材の充実、さらに、それらのための財源の充実確保を図るよう、強く要請する。ということで、全国市長会で、やっぱり教職員の現場に対しての、こうした決議をしておりますので、木村議員に報告申し上げます。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど、議員の方から専門コーチに関するお話がありましたので、私の方からお答えいたします。

今、八街市の中でも、部活動をボランティアとしてお手伝いしていただいている方が、私が把握しているのは、中学校で2名把握してございます。そして、文部科学省の方からは、この4月から、部活動に関して指導・引率等ができる職員を可能になるというお話があることは、こちらも存じ上げています。千葉県の方もまだその辺は詳細ができておりません。今後、どのような勤務体系にするのかとか、そういうものを県立高校を舞台に決定をするようです。その動向を見ながら、私たち八街市も考えていきたいなどは思っております。

ただ、専門コーチと言いましても、部活動は日々の教育活動の一環として行われております。さまざまな人間関係等々を考慮した上で、部活動をしているものでございます。ですか

ら、その専門コーチの資質等については、非常に高いものが要求されるのかなと思ってございます。

また、人件費等も各市町教育委員会が負担と聞いておりますので、その辺も1つのネックになる部分かなと思いますが、教職員の勤務時間を削減するには非常に効果のある制度だと思いますので、今後も注視しながら検討してまいりたいと思っております。

○木村利晴君

市長の方から、市長会でもそういうお話が出ているということで、国に要望していくというようにお話をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、法規制も大事だというふうに思いますし、また、今教育長からお話をいただいたんですが、何が大事かというのもありますので、人間の命が一番大事ですし、そういう人権を守っていく教職員であっても人間ですので、そういうところを踏まえて対応していくのがいいのではないかというふうに思います。まずは、管理職が勤務状態を報告する義務を教職員に課して、場合によっては、しかるべき対応・処分がなされる法規制、その法規制によって先生たちの負担を減らしてあげる。

また、意識改革として、自分にも言えるんですけども、経験の浅さを時間でカバーする、こういうことを私もやっていましたけども、先生たちもそういうふうな思いで、経験の浅い先生たちは特にそんな思いが強いのだろうというふうに思いますけども、とにかく遅くまで残っている人が偉いとか、土日に出てきている人が偉い、このようなプレッシャー、これを変えていくことも大事なことではないかというふうに思います。

先生は、日々の仕事の生産性を上げて、休日に視野を広げる活動ができる、こういうことこそ教室によい影響を与えてくるのではないかというふうに思っております。八街市におかれましては、過労死など起きない取り組みをしていただきたいと切に願ひまして、管理職の方たちにも重ねてお願い申し上げます。以上でこの質問は終わります。

最後の質問になります。まちの安心・安全についてでございます。

子どもの見守り体制について、千葉県我孫子市で、ベトナム国籍で松戸市立で小学校3年生のレエ・ティ・ニャット・リンさん（当時9歳）が遺体で見つかった事件、リンさんを連れ去り窒息により殺害したとして殺人、わいせつ目的誘拐、強制わいせつ致死と死体遺棄の罪で、同小学校の保護者会会長が逮捕、起訴されました。子どもたちの登校時に見守り活動をしていた「地域の見守りをリーダーシップをとってやっていた」、そんな人物が起こした事件でございます。

私も通学路の横断歩道で旗出しをし、子どもたちの安全誘導をしている者として、残念で、悔しくて、大変戸惑っております。保護者会会長がなぜこのような事件を起こしたのか、理解に苦しむ事件でございます。我々も、これからの子どもたちの見守りのあり方を問われる事件でもあります。

そこで質問いたします。まちの見守り体制の現状と今後について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内で行われている子どもの見守り活動につきましては、通学路におきまして、朝夕の児童の通学時間に、交通安全推進隊や各小学校の見守り隊、PTAの皆様方が毎日実施しているほか、防犯パトロール団体、16団体の方々が、各地域の安全・安心のため見守り活動を実施していただいております。

市といたしましても、今年度より運用を開始しました防犯ボックスのセーフティアドバイザー3名が見守り活動、街頭監視活動を実施しているほか、市職員によります青色回転灯付き防犯パトロール車を活用し、犯罪発生箇所や学校、公園などを中心としたパトロール活動を実施しております。

また、八街駅周辺において防犯カメラ7台を設置し、街頭犯罪に対する抑止力の向上に努めているところであります。

さらに、現在、防災行政無線を活用し、小学校の下校時間にあわせて、見守りのお願いを放送しております。

今後、警察をはじめ市民、さまざまな関係団体との協力体制を強化し、子どもの見守りを含めた防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。現在、防災行政無線によって、小学校の下校時刻にあわせて、見守りの放送を流していただいております。本当に大切なことだと思います。こんな悲惨な事件が発生してから素早い対応だったので、本当に感謝しております。

今後とも、区長会を通して町内会の各家庭への呼びかけをしていただきたいというふうに思っています。一人でも多くの方たちに見守っていただいて、まちの安心・安全を守っていただきたいというふうにお願いたします。

次の質問ですけれども、②行政側の支援体制についてお伺いたします。具体的にはどのような支援をしていただけるのか、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内の犯罪発生件数は、年々減少傾向にあり、警察をはじめとした地域の防犯ボランティアの方々のご尽力と考えております。

しかしながら、市内全域で、全ての市民が安全で安心して暮らせるようにするためには、地域の方々によります取り組みこそ最も重要であると考えますことから、現在、市内に16団体ある自主防犯パトロール隊を、市内全域におきまして組織していただくよう、4月の区長会議におきまして、結成促進のお願いをしたところでございます。

また、今年4月より運用開始いたしました防犯ボックスのセーフティアドバイザーは、防犯ボランティアの方々への活動支援を行うとともに、パトロール隊の設立支援も行っております。

さらに、教育委員会では、市PTA連絡協議会が行う「こども110番」事業の支援や、

学校支援地域本部が行う見守り隊活動に対する物品等の支援を行っております。

今後も、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯意識の高揚を図る啓発活動、犯罪情報の提供、市民の安全を確保するための環境整備等の施策を実施してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。やはり、登下校時の見守りですが、八街市民が見守りたいという意識をもっていただけると、非常にありがたいと思います。

地元の児童が、どこの道を通って通学しているのかといった情報を共有して、複数の目で見守ることが大事なのかなというふうに思っております。市民の一人一人にお声をかけていただいて、多くの人たちに見守ってもらえるよう、働きかけをしていただきたい。

区長を通して働きかけをしていただきたいですね。やはり、区長会は毎月1回やられているんだと思うんですけども、そのときに呼びかけ続けていただきたいというふうに思うんです。今は、39区の中で16団体しか見守り隊は結成されておられませんので、まだまだ半数にも達していないということなので、見守り隊としてはまだまだ不十分かなというふうに思いますので、この呼びかけをさらに続けてやってほしいんですが、その点はいかがですか。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの市長答弁にもございましたが、区長会議の際に結成の呼びかけをお願いしたところですが、各地域に自主防犯パトロール隊、こういったものが組織できていけば、安全・安心に必ずつながるものですので、今後も引き続き、区長会などで結成促進を呼びかけていきたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。各自治会との接点が区長会しかないのも、区長を通して各自治会にそういう伝達事項がいく、これが大事だなというふうに思っております。今、自治会に加盟していないところも随分ありますので、そういう方たちには防災無線等での呼びかけというのは大事かなというふうに思いますので、引き続きお願いしたいと思っております。

また、防犯パトロール隊が活動するにあたりまして、行政側より防犯グッズとか、購入のご支援を、ご協力願いたいと思うんですけども、新規加入者に、防犯キャップの支給だとか防犯チョッキの支給があれば、防犯意識が高揚してくると思います。より参加意欲が倍増するかなと思われませんが、もう一遍、消耗品の購入支援をしていただきたい。防犯のぼり旗及び取付ポールは雨ざらしなので、色あせて目立たなくなったり、強風で破けたり折れたりいたします。その都度交換することになりますので、市民ボランティアの活動を円滑に進めるため、ぜひ、年間の予算を組んでいただき、より多くの市民に参加していただける取り組みにしていきたいと思っております。

お金が多少かかることではございますけども、ご支援いただけるかどうか、ご答弁をちょっとお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

今年2月に策定をいたしました八街市協働のまちづくり推進計画、この中で、市民活動を支援するための市民提案型まちづくり活動支援補助金制度、こういったものの創設というものが計画されております。各地域で行われている自主防犯パトロール隊などの活動は、まさにこれは市民協働の最たるものではないかというふうにも思っておりますので、その制度の中で、地域の方々のお役に立つような補助金、こういったものをその中で活用できないかどうか、そういったことを今後検討してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。私、防犯パトロール隊を結成するときに、防災課に相談に行ったんですね。そのときに、なかなか予算がないので、防犯キャップを1つ提供してもらえなく、市の方も防犯意識があまり高くなかったんですね。ですから、区の方からも予算が出なくて、町内会に何度もかけあって、それでも時間がどんどんたっていってしまうので、自費で買ひまして、防犯パトロール隊を結成したという経緯がございますので、防犯パトロール隊を立ち上げたときにすぐにキャップの提供でもしていただくと、活動が早いですよね。始動するのが。ですから、そういう意味では、立ち上げたよと言ってから、グッズは自前で用意してくださいというのは、なかなかスタートも遅くなるかなというふうに思いますので、せっかくこうやって市長が区長会でお話をしていただいたということなので、予算もしっかり組んでいただければ、活動はもっともっと活発化されるというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

リンさんのような犠牲者が出ないように、またああいう加害者も出さないように、見守り隊の充実を図っていただきたくお願ひ申し上げまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、10分間休憩します。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。今回は、農業について、便利で安全・安心の街についてお伺ひいたします。

まず、初めに農業について、耕作放棄地増税の本市の状況をお聞きします。

平成28年度税制改正大綱において、耕作放棄地への課税強化が本年度から実施されることになりました。もともとの考えは、耕作するためにある農地が耕作に利用されていないの

だから、農地として評価、課税することが不適切だとするところにあります。

しかし、農地を保有しながら、担い手不足で耕作できない農家にとって、収入を伴わず増税されるのですから、幾ら農地の固定資産税が安くても、広大な農地を持っている人には痛手となります。

そこでお伺いいたします。本市において、耕作放棄地増税の状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以降に、農地法第36条の規定に基づき、農業委員会から「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」を受けた遊休農地につきましては、平成29年度以降の固定資産税の基となる課税標準の額が約1.8倍になります。

本市におきましては、昨年度、この勧告を受けた遊休農地はございませんので、この制度の適用による課税標準の額の引き上げは行っておりません。

○小山栄治君

現在増税されている人はいないということですが、八街市において、現在耕作放棄地はどのくらいあるのか、お聞きいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

耕作を行っていない農地は、耕作放棄地、休耕地、遊休農地、荒廃農地などの呼び名がございますが、農業委員会では、農地法に基づいて事務を行っておりますので、遊休農地との名称で答弁させていただきます。

平成28年度の農地法に基づく農地利用状況調査の結果でございますが、畑と水田をあわせた農地の面積が、約3千411ヘクタールあります。そのうち、遊休農地の面積は約150ヘクタールとなっております。

○小山栄治君

現在、八街市には150ヘクタールの耕作放棄地があるということですが、この耕作放棄地150ヘクタールのうち、増税の対象になる農地というのはどういうものなのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

まず、遊休農地の定義からご説明したいと思います。遊休農地は、農地法では、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び周辺地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地」と規定されております。

農林水産省からの通知では、遊休農地の判定にあたっては、過去1年以上作物の栽培が行われていない農地で、今後の耕作に向けまして、草刈り・耕起等、農地を常に耕作し得る状態に保つ行為、いわゆる維持管理が行われているかにより判断することとなっております。

それと、次に遊休農地の課税についてでございますが、農地法に基づき、農業委員会が遊

休農地所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地に対して固定資産税が強化されることとなりますが、この勧告が行われるのは、1つ目として、農地利用状況調査におきまして農地中間管理機構への貸付の表明もしない。2つ目といたしまして、自ら耕作もしない。3つ目といたしまして、他者（他人）に貸付しないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

ただし、ただいまの全てに該当いたしましても、農地中間管理機構が借り受け基準に適合しないと判断を示したとき、簡単に申し上げますと、農地中間管理機構が借りない旨の意向を示した場合、また既に森林の様相を呈しているなど、農地としての再生が不可能であると農業委員会が判断した場合、また農業振興地域以外の農地ということで、いずれかに該当する場合は、協議勧告の対象になりませんので、課税強化の対象外となります。

○小山栄治君

ただいま増税の対象になる農地の説明がありましたけども、この150ヘクタールのうち増税の対象になる土地というのは、八街市にはどのくらいあるのかわかりますか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

ただいまご説明した中にもあったのですが、基本的に150ヘクタールが遊休農地ですから、増税の対象ではあるんですが、これ、幾つか条件のあった中で、農地中間管理機構に貸し付けする意思を表明した時点で、これはもう増税がなくなります。また、中には貸し付けの意思も表明しない方もいらっしゃるんですが、これにつきましては、事前に農業委員会の方で現地調査を行いまして、写真等を撮ると同時に、農地中間管理機構で遊休農地における農地中間管理権の取得に加えて現地判断の考え方ということで、その農地につきまして、農業委員会で調査を行いまして、その考え方に基づいて、チェックリストの方に状況を記載して、農地中間管理機構の方に事前に情報提供をしておりますが、いずれも農地中間管理機構の借り受け基準に該当する農地ではなかったということで、借りられないということの通知がきておりますので、結果的に増税がないというような形になります。

○小山栄治君

私が聞いているのは、この150ヘクタールのうち増税の対象になる農地、こういう農地はなりませんよというのは、今説明を受けましたけども、八街の150ヘクタールのうちほとんどの遊休農地が増税の対象にならない農地なのかなと思いますけども、わからなければいいですけども、150ヘクタールのうちどのくらいが納税対象になる農地なのか、わかりましたらお願いいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

基本的には、優良な農地で、貸し付けもしない、耕作もしないというような農地が増税対象になるんですが、先ほど来ご説明しているんですが、いろいろと条件の中で抜いていきますと、結果的にはなかったという形になりますので、ほとんどの場合、農地中間管理機構に貸し付けするという意思表示をした段階で、もう増税になりませんので、ほとんどの方がそういう形になるというところがございます。

なお、農地中間管理機構の取得に係る現地判断の考え方の中で、いろいろ見ている中で、全て該当しないような農地というのは大変優良な農地でございまして、そのような優良な農地につきましては、遊休農地になる以前に借り受けする方がいらっしゃるというような状況でございます。

○小山栄治君

わかりました。

今年は増税農地はなかったということで答弁いただきましたけれども、これから先、耕作放棄地の増税が行われる農地が出てくる可能性もあると思いますけれども、そういう場合はどういう手順で増税されていくのか、お願いします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

それでは、遊休農地の課税強化の流れを最初からご説明したいと思います。

農業委員会が毎年1回、農地の利用状況調査を実施いたします。これは4月から9月頃に行います。そこで遊休農地と判断された場合、農業委員会が農地所有者等に対して、農地中間管理機構に農地を貸し付ける、農地利用集積円滑化団体を利用する、自ら耕作する等の意思、利用状況調査を行います。これは11月末から翌年1月末頃までに行います。これにつきましては、郵送のほか、地元の所有者は農業委員が直接お伺いして意向調査を行います。その6カ月後でございますが、意向どおりに実施されているかどうかの現地調査を行います。これにつきましては、翌年8月頃になります。その結果、農地所有者が意向どおりに実施していない場合、また農地中間管理機構にも貸付意思を表明しない場合、ただし農地中間管理機構が借受基準に適合しないと判断した農地は除かれますが、この場合において、農業委員会が農地中間管理機構との協議勧告を行うとともに、機構にも通知を行いまして、11月末頃になりますが、それを行った段階で税務部局課税課に勧告を行った旨の情報提供を行い、固定資産税の課税強化、増税が行われるという形になりまして、今年度につきましては平成28年度の4月から9月頃に農地の利用状況調査を行って遊休農地になった方につきましては、これからもろもろの手続を行いまして、物によっては課税される、増税されるという形になるかと思っております。

○小山栄治君

増税される一方で、農地中間管理機構に貸し出した場合に、今度は減税ということで、固定資産税がたしか2分の1になるということがあったと思いますけれども、八街市においては農地中間管理機構に貸し出して減税になっている農家というのは何件くらいあるのか、わかりましたらお願いします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

今回の遊休農地に対します課税強化にあわせまして、農地の課税軽減についての特例措置もございまして、具体的には、所有する全農地を新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けますと、貸し付けた農地に係る固定資産税が2分の1となります。減税の期間に

つきましては、15年以上を貸し付けた場合については5年間、10年以上15年未満の期間では3年間となっております。平成28年4月1日から固定資産税の賦課期日であります平成29年1月1日までに農地中間管理機構に貸し付けた場合には、平成29年度に納付する固定資産税より適用されます。なお、この特例の適用は2年間となっておりますが、2年ごとに延長の議論を行うこととなっております。

八街市では、この対象となる方が2名、合計面積で約2.4ヘクタールございまして、課税課に情報提供を行いました。また、課税課に確認したところ、平成29年度の固定資産税より該当農地の課税が軽減されているとのことでございました。

○小山栄治君

ありがとうございました。

それでは続きまして、農業インターンシップ事業について、質問させていただきます。

農業インターンシップ事業が千葉大生を対象に行われるようですけれども、本市においては、せっかく農業インターンシップ事業を計画されても、今までなかなか成果が出ていないのが現状だと思います。八街市の農業の魅力、楽しさを十分理解してもらえるような計画を、八街で農業をやってみたいと思えるような農業インターンシップにしなければいけないと思います。いろいろな市町村で農業インターンシップが行われている中、八街で農業をしてみたいと思えるような魅力ある、ほかの市町村に負けないような計画を期待するところです。

そこで、本年の八街市の農業インターンシップ事業の計画をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年3月21日に千葉大学大学院園芸学研究科及び千葉大学環境健康フィールド科学センターと、教育、研究、事業等に係わる分野での援助、協力に関する協定を締結したところであり、この協定により、市の基幹産業である農業分野での事業連携を進める予定でございます。

連携事業といたしましては、千葉大学の学生を対象とした農業体験ツアー及び農業インターンシップ事業を計画しており、先日、担当課におきまして、千葉大学の先生方と打ち合わせを行い、現在、準備を進めているところであります。

○小山栄治君

ありがとうございます。

ただいまの答弁の中に、教育、研究、事業等に係わる分野での援助、協力に関する協定というような説明がありましたけれども、この協定はどのような内容の協定なのか、もう少し具体的にわかりやすく説明をお願いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

具体的な内容ということでございますけれども、まず経緯から若干お話をさせていただきますと思います。

まず、今年に入りまして1月18日に千葉大学大学院の教授の方3名が来庁されまして、

市長室において懇談形式でお話しいただいたところでございます。懇談の趣旨につきましては、千葉大学園芸学部のカリキュラムにおいて、農業に関するインターンシップを取り入れている、協力願いたいという旨のお話がありました。市といたしましても、現在は観光農業の体験ツアーや農業インターンシップの受入事業を行っているところでございますので、協力する旨の回答と、市として学生の事業への参加を要請したところでございます。その後、本市職員が松戸にあるキャンパスへ行き、協議して、電話等での打ち合わせを幾度か重ねた中で、平成29年3月21日に協定を結ぶ運びとなったところでございます。

協定の内容につきましては、農業分野に特化したものということで、八街市においては大学が行う教育プログラムの展開や、調査研究のために市のフィールドを優先的に使用できるよう協力する。大学におきましては、八街市が行う農業振興の事業展開に関し、情報提供等のアドバイスを行うものとするといった内容でございます。

○小山栄治君

わかりました。

今回、千葉大生のインターンシップと農業体験ツアーと、両方を計画されておりますけれども、農業体験ツアーは9月28日に行われるということで決定しているようですが、農業インターンシップとの関連はどのようにするのか、お願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

関連ということでございますけれども、市といたしましても現在進めている農業体験ツアー、インターンシップに園芸学部の学生に参加していただいて、学生や教員などとの意見交換を進めることで、本市の農業活性化につなげたいというふうに考えているところでございます。大学といたしましては、単位を取得できる授業の一環とすることを考えている。さらに、薬草園や苗木園、植物工場など、先端的な農業研究を行うセンターには、八街市内の農家さんに視察していただいて、農業に関する知識を深めてほしいというふうに考えているということでございました。

そうした中で、八街市の農業インターンシップ事業に関する考えということで、大学側では、先ほど若干説明しましたインターンシップについては、大学のカリキュラムとして実施すると聞いております。また、今まで大規模な企業でのインターンシップを中心に行っていたということでございますけれども、これからは地域とのつながりが重要と考えており、八街市のインターンシップ事業においては、学生と農家がインターンシップを通して課題を解決していくのが望ましいのではないかと伺っております。

そうした中で、9月28日に農業体験ツアーを行うということで決定しているところでございますけれども、インターンシップにつきましては指導農業士並びに農業士の方を中心に受入先としてお願いするというので、募集要項を作成して、遅くとも7月までには学生に対し募集を募っていただくという予定で、現在進んでいるところでございます。

○小山栄治君

千葉大生の農業体験ツアーと農業インターンシップ事業、この参加者というのは同じ人た

ちが参加するんですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

同じ人というわけではございません。体験ツアーについては定員45名で9月28日に予定しております。そうした中で、学生の方も夏休み等々もございますので、その辺も含めて希望をとっていただいて、インターンシップ事業に参加していただくという方向で、市としては考えております。

○小山栄治君

7月までということですがけれども、八街の魅力といたら落花生が中心になると思いますので、落花生の収穫には、もう始められるような形に、ぜひしていただきたいと思います。今までの農業インターンシップ事業は冬場に行くことが多かったんですけれども、八街の魅力を出すには、どうしても落花生の掘り取りの時期、その辺から始めていただきたいと思いますので、ぜひ、忙しいとは思いますがけれども、スタートできるようにお願いしたいと思います。

それから、八街市のインターンシップ事業をどのように進めようと考えているのか、本市の考え方。昨年は、東金にある農業大学校に声をかけたんですけれども、1人も集まらなかったということで、できなかったというような経緯もありますけれども、八街市はどういうインターンシップ事業をして、八街の魅力を知ってもらって、八街に来てもらう、そこで働いてもらえれば一番いいんですけれども、その辺の考え方が何かありましたら、お願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

先ほど若干ちょっと説明しましたが、八街市のインターンシップ事業においては、大学側からの要請もございますけれども、学生と農家がインターンシップを通していろいろな諸課題を解決していければいいというふうに大学側からも伺っておりますので、その辺を中心に、体験ツアーで県の研究室等も視察ということになっておりますので、落花生を中心としたインターンシップになればいいのかなというふうに考えているところでございます。

○小山栄治君

ぜひすばらしい八街市の農業インターンシップ事業の形を生み出していただきたいと思います。

次に、酒々井アウトレット近くに農産物直売所とレストランの計画があったようですがけれども、話が途切れてしまっていると聞いておりますけれども、その後、農産物直売所とレストランの計画はどのようになっているのか、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、直売所などの建設計画は2カ所ございます。

1つは本市の住野地区に位置しており、平成28年に農地を取得し、その一部に農産物直売所、農産物加工場、及び隣接地に農家レストランを開設する計画となっております。農家

レストラン用地につきましては、農振農用地からの除外が必要であり、その手続が本年3月に完了し、現在、施設の建設が進んでいるところであります。開店の見通しにつきましては、現在、スタッフの募集をしているところであり、人材が確保でき次第、営農を開始し、その後、農家レストランなどを開始する予定と聞いております。

もう1カ所は、酒々井アウトレットの隣接地の直売所の計画でございます。この直売所は酒々井町に位置しますが、本市の農家の方が生産した農産物が取り扱われる予定となっております。本年10月頃のオープンというふうに聞いております。

○小山栄治君

ありがとうございました。よくわかりました。

八街市の住野地先にできる直売所、それから加工場、農家レストランは現在も募集しているということで、話に聞きますと、個人が農地を取得して、そこで栽培して、それを売るといような話を聞きましたけれども、酒々井に位置する直売所は10月にオープンということですが、この直売所には、前にレストランもできるという話を聞きましたけれども、レストランの計画というものがあるのかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

酒々井アウトレット近くの部分につきましては、現在のところ、直売所のほか、レストランを計画していると聞いております。なお、先日の5月29日に現地を私どもが確認しましたところ、現在は建設が始まっております。基礎工事まで終了しております。工事の期間は8月31日というふうになっておりましたので、9月ないしは10月に営業を開始するのではないかと考えているところでございます。

なお、詳細については、事業主の方から今月下旬に本市に来て説明したいというふうに伺っておりますので、事業内容については、その後に機会があれば報告させていただきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

10月にオープンするというのは直売所だけなんですか。レストランの方は遅れて後からオープンするということですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

この間、現地を見たところ、基礎工事をやっている部分がどの箇所かということは、ちょっと把握できないような状況ですけれども、敷地としましては、かなり広い面積がございますので、基礎工事が直売所かレストランかというのは、ちょっと把握できないんですが、今回、下旬にお見えになりますので、その辺の詳細については聞いて、皆さんにご報告したいというふうに考えております。

○小山栄治君

酒々井と住野地先で直売所、農家レストランがオープンされるようですけれども、本市において、このほかに農産物の直売所だとか農家レストラン、そういう計画がもしありましたら、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（江澤利典君）

ほかの箇所ということでございますけれども、現在、民間関係でご相談等はございますけれども、まだはっきりしたことは言えませんけれども、そうした面からの相談は受けているところでございます。

○小山栄治君

ぜひ、そのようなものができるといいなと思います。特に、道の駅などが八街にできるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、便利で安全・安心のまちについて、質問させていただきます。

まず初めに、児童クラブの指導員について、お伺いいたします。

本市の児童クラブの一部では、指導員が足りなくなって休みづらい、休みがとりづらいという指導員もいると聞いています。本市の児童クラブの指導員の状況と、確保はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年に子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域における子ども・子育て支援の充実等の取り組みを進めております。児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っております。

現在、八街市社会福祉協議会では、42名の放課後児童支援員を雇用しております。放課後児童支援員は、八街市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の規定により、支援の単位ごとに2人以上配置とあり、基準は満たしておりますが、放課後児童支援員が余裕を持って支援できる環境を整備するためにも、八街市社会福祉協議会と協力し、人材確保に努めてまいりたいと考えます。

○小山栄治君

話に聞きますと、八街児童クラブと川上児童クラブ、そこは指導員が現在少ないというようなお話を聞いておりますけれども、八街市において、あと何人いればスムーズな指導員の回転ができるのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

現在、川上児童クラブで2名程度の支援員を募集しております。また、児童クラブを限定せず、夏季アルバイトや、支援員が病気などで勤務できないときの臨時職員も随時募集しております。これからも子どもたちを安全にお預かりできる環境の整備に努めていきたいと考えております。

○小山栄治君

募集してもなかなか、すぐに見つからないというような現実があるようですけれども、指

導員の確保を今後どのように考えているか、確保の方法ですね、その辺はどのように考えているのか、お聞きいたします。

○市民部長（和田文夫君）

社会福祉協議会では現在、広報やちまたやホームページなどで支援員を募集しております。今後につきましては、子育て支援課で配付している子育て支援のチラシ等への掲載や、第1庁舎1階の行政情報なども利用して、支援員の募集をしてみたいと考えております。

○小山栄治君

ほかの市町村では、なかなか募集しても見つからないというようなことで、足りないときだけではなくて、1年中、指導員の確保のために募集しているというような市町村もあるようですけれども、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、Jアラートについて、お聞きいたします。

北朝鮮は、過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射しています。北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合において、Jアラートが使用されるようですが、市の回覧で、Jアラートが使用されたときは頑丈な建物に入るか、地下に入るか、また窓ガラスの少ない所に行くなどと書かれていましたけれども、実際に八街において地下というところはほとんどなく、室外作業や外で活動しているときにJアラートが使用された場合、どうしていいかわからないという話を、市民の方々から聞きます。

そこでお聞きします。Jアラートが使用されたときの本市と市民の行動はどのようにするのか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

Jアラートとは全国瞬時警報システムの通称で、国から送信される弾道ミサイル発射や武力攻撃といった有事情報や、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を人工衛星を利用して送信し、市町村の防災行政無線を自動起動するシステムで、住民に迅速に情報伝達することを目的としており、本市におきましては、平成23年度から運用を開始しております。

初めに、Jアラートの使用につきましては、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある判断された場合が考えられますが、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により、緊急情報が配信されます。

次に、Jアラートが使用されたときの行動としては、弾道ミサイルが発射された場合、数分間で着弾することが予想されるため、市ホームページや区長回覧でお知らせしたように、速やかな避難行動、正確かつ迅速な情報収集等を行い、落ちついて行動するよう心がけていただく必要があります。内閣官房の国民保護ポータルサイトの具体例では、屋外にいる場合、できる限り頑丈な建物や地下街などに避難する。建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するとされております。また、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、テレビ、ラジオ、イ

インターネットなどを通じて情報収集に努めることとされております。

市の行動としては、まず、個々の身を守る行動を行った後、本市への被害が予想される場合、市地域防災計画の震災編に準じた警戒体制、または災害対策本部の設置を行い、対応することとなります。なお、平成28年度に実施された防災行政無線のデジタル化整備工事により、Jアラートに連動した、やちまたメール配信サービスの自動配信が可能となり、6月15日から運用が開始されます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

行政無線がデジタル化されて、少し聞きづらいところが聞きやすくなったのかなと私は思っていたんですけども、場所によっては、逆に前よりも聞こえなくなったとか、前と同じで聞こえないというようなお話を聞くことがあるんですけども、デジタル化して、その後、各地域でどのくらい聞こえるのか、聞こえないのかという調査をするというようなお話もありましたけれども、声が聞こえないとか、前よりも聞こえなくなったとか、そういう話があるんですけども、点検した結果というものはどのようになっているのか、お願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

手元に資料がございませんので、後ほど答弁したいと思います。

○議長（小高良則君）

小山議員に申し上げます。通告の範囲内で質問を。関連がある場合には結構ですが、よろしくお願いいたします。

○小山栄治君

関連があると私は判断して、質問させていただきました。

一番心配なのは、小学校、中学校、また幼稚園、保育園での生徒、児童また園児などが、Jアラートが使用された場合、どのような対応を考えているのか、わかりましたらお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの市長答弁にありましたとおり、とるべき行動の基本は同じです。まず、繰り返すにはなりますが、屋外にいる場合には近くの、できるだけ頑丈な建物や地下街などに避難、近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る。そして屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するという行動をとることになります。

また、これは小学校、中学校、幼稚園、保育園、いずれもとるべき行動は同じで、小・中学校であれば校舎の中に入る、園舎に入る、そして窓から離れるというような行動をとっていく必要があります。

○小山栄治君

わかりました。

続いて、婚姻届、出生届は24時間いつでも提出できることから、特に婚姻届においては、日にち、時間にこだわる人がいて、夜間の提出をする人もいますようです。

そこでお伺いいたします。婚姻届、出生届の本市の夜間の対応はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

執務時間外の婚姻届、出生届を含む戸籍届出については、戸籍事務取扱準則第24条の規定により、休日または執務時間外に届出があった場合には、これを受領しなければならないとされております。この戸籍届出について、近隣市町の多くは、庁舎内に守衛、警備員等を常駐させ、受領を行っておりますが、本市では、市民課職員が輪番で携帯電話を持ち帰り、警備会社から連絡があった場合には、届出書の受領に赴くこととなります。

また、受領件数につきましては、平成26年度が28件、平成27年度が30件、平成28年度が23件と、横ばい傾向にあります。

今後は、本市においても市民サービスをより一層充実させるための方策を検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

本市では、婚姻届を受け付ける職員が夜間でもそこに出向いて受領しているのが今の方法だということですがけれども、特に女性職員などが夜間に1人で出向くのは非常に気の毒だと思いますし、危険なところもあるのではないかと考えますけれども、本市の現在の婚姻届の夜間の受領方法について、どのように考えているのか、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

本市の執務時間外の対応につきましては、市長からご答弁申し上げたとおり、市民課職員が輪番で携帯電話を持ち帰り、警備会社からの連絡により対応しているところでございます。

この問題につきましては、長年の懸案事項でもございますので、早急に改善したいと考えており、現在、周辺市町村の状況や委託可能な法人等を調査しているところでございます。しかしながら、近隣市のように警備員等により直ちに対応することにつきましては、委託先の確保や財政面などから大変難しいものと考えております。

○小山栄治君

財政面で大変だということですがけれども、すぐにできないということですがけれども、できるだけ今後、夜間の受領方法というものを検討して、職員が現場へ受領に行くというようなことではなくて、ほかの方法をぜひ検討していただきたいと思います。これはできるだけ早く実施していただきたいと思います。

最後の質問として、パスポート事務について、お伺いいたします。

何年前前に、県からパスポート事務委譲の話があり、そのときには反対する市町村が1つでもあったら県としてはパスポート事務委譲は見送るということで、市町村への事務委譲は

見送られましたが、平成30年度から、パスポート事務を本市でも行っていくとお聞きしていますけれども、平成30年度から予定されているパスポート事務について、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

旅券法の改正により、千葉県においては中央旅券事務所以外の旅券事務所を閉鎖し、県内市町村に旅券事務を移譲することになりました。既に県内では、平成28年7月から市川市、浦安市が、平成28年10月からは我孫子市、成田市が旅券事務を開始しております。千葉県の調査によりますと、印旛管内では成田市を除く6市2町の全てで、平成30年度中に権限移譲を検討しているという結果でございました。

八街市におきましても、利用者にとっての利便性向上を図るため、近隣市町と足並みをそろえ、平成30年度からの旅券事務開始を検討しており、開始予定日は、比較的申請者が少ない10月が、旅券事務の新規導入に最適な時期と考えております。今後も、市民サービス向上のため、旅券事務の開始に向けた検討、準備を進めてまいります。

○小山栄治君

10月から始めるというようなことですが、昨年度、過去の何年か、八街市民の1年間のパスポート申請が何件ぐらいあったのか、わかりましたらお願いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

本市の旅券発給件数は、平成28年度につきましてはまだ把握できておりませんが、平成25年度は1千496件、平成26年度は1千478件、平成27年度は1千497件となっており、平成27年度の1日当たりの申請件数は5.9件となっております。

○小山栄治君

1千500人近くの人が1年間にパスポート申請に来るということで、また市民課の窓口は大変になるのかなと思いますけれども、ぜひ職員の負担があまりかからないように、職員を増やすとか、何か考えて、やっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で、誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時03分)

(再開 午後 3時13分)

○議長（小高良則君）

再開します。

山本総務部長より、発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの小山議員の一般質問の中の防災行政無線のデジタル化の件で、お答えいたします。今年3月に音達調査、デジタル化を進めるにあたりまして音達調査というものを実施しておりまして、その後、試験調整、それからスピーカーの向き等の調整を行って、供用開始したところをごさいます、デジタル化によりまして、音量は、音質はクリアになったということがございます。

それでもなお聞こえない、うるさいといったこともありますので、今後につきましても、スピーカーごとの音量調整ということも可能でございますので、改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小高良則君）

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

よろしく申し上げます。本日最後の一般質問ということで、眠気を飛ばしながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。誠和会の鈴木広美です。

今回、未来に向けての環境づくりというテーマで、質問を幾つか通告させていただきました。

まず最初に、庁舎の環境整備についてということで、まず第1庁舎が昨年からの耐震工事計画ということで、いろいろお話が上がってきておりますけれども、まず①として、第1庁舎の耐震工事計画の進捗状況、これについて、まず答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年度に実施しました第1庁舎の耐震診断の結果、一部耐震基準を満たしていないとの判定結果が出ました。この結果を踏まえ、耐震補強設計業務を6月中に発注し、平成30年2月末に完了できるよう、事務を進めてまいります。

なお、耐震補強工事につきましては、平成30年度当初予算に工事費を計上し、平成31年3月末には完了させたいと考えております。

○鈴木広美君

市長の答弁の中に、耐震補強設計業務を6月中に発注し、平成30年2月に完了し、事務を進め、平成31年3月末までには完了したいというご答弁がありました。

それを踏まえて、幾つか質問するんですけども、耐震工事の概要、業務設計ですね、設計業務は具体化しているのだと思うんですけども、耐震診断の結果報告、補強案ですね、補強に対する案がどのように提示されているのか、お願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

平成28年度に実施いたしました第1庁舎の耐震診断ですけれども、この結果報告で、耐震構造指標I s値が算定されまして、これを0.75以上とするための工事概要案が、工事期間、構造的特徴、工事施工性、その他の項目で評価されまして、補強についてのラフ案、こういったものも報告されております。

○鈴木広美君

耐震診断の結果のラフ案、施工に関する工事内容、幾つかの工事方法があるかと思うんですが、外側に作っていく方法、あるいは内側から補強する方法とか、今現在、ラフ案をもとに、どういった工事方法を考えられているのか、お願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

報告案の中では、補強のほとんどが外側であるということですね。工事の施工は就業中であつても可能ではありますが、一部で柱増設、そういったことが必要になる可能性も示されております。あと、外観ですけれども、外観はところどころに外付けの鉄骨の増設がされることになるだろうというふうに考えております。

○鈴木広美君

今の説明ですと、就業中、第1庁舎ですから平日は業務されて、市民の方も出入りされる中での工事になろうかと思うんですけれども、そういった部分での安全対策等をしっかり踏まえた上で、設計の方を位置付けていただきたいなというふうに思っております。

それと、第1庁舎の外観なんですけれども、私も素人なんですけれども、それなりにちょっと考えているのが、正面玄関。正面玄関の入り口に、前に柱が、神殿のような柱がありますね。あそこのひさしというんですか、あそこの部分も耐震の対象になっているのかどうか。まずはそこから、お願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）部長

第1庁舎の入り口の柱とひさしの部分につきましても、補強していく必要性があるということでございます。

○鈴木広美君

補強する必要がある、要は耐震対象であるという形ですけれども、設計上はどういった形で。神殿の柱というか、ひさしの部分をどのようにお考えになられているのか。あのまま残すのか、あるいは違う形で考えていらっしゃるのか、その辺もしお考えがございましたら、お願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

柱とひさしの補強ですけれども、これについては、あくまでも案ですけれども、柱本体をアーチのように支えて補強するという案もございまして、この場合には空中にアーチがかかるように見えることとなりますので、外観の見ばえといいますか、この辺については、人によっては意見の分かれるところであろうというふうに考えております。

○鈴木広美君

いずれにしろ、第1庁舎の耐震工事ということですので、外側の柱の部分、ひさしの部分をやるにあたって、中の耐震工事をやるにあたって、業務しながらということが多分、第1前提に来ると思いますので、職員の方に支障がないように、また市民の方たちに、けがのないように、安全策をとりながらの耐震工事等を行っていただければなというふうに思っておりますので、その点は十分お願いいたします。

それと、耐震工事の費用の面を財政課長にちょっとお伺いしたいんですけども、耐震工事にあたっての財源の確保。6月中に発注し、工事完了は平成31年3月までということですので、来年度には多分、財政措置で上がってくるかと思うんですけども、その辺はどのように考えられているのか、お願いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

一応、今年度中に設計が上がって、工事の内容も大まかに出てくるかと思うんですが、その際に、やはり新年度予算で財源を確保するというところで、現在のところ考えているのが、社会資本整備総合交付金という国庫補助事業で、一応5分の2の補助が見られそうだと。残りについては、公共事業等債での起債、こちらで充当率90パーセントを見られて、そのうちの償還額については4割分、財源対策債という区分と一緒に合わさった形になっているんですけども、財源対策債分の40パーセントということで、40パーセント分の償還額の半分は交付税で面倒が見られると。比較的有利ではないかと思われま。

○鈴木広美君

説明ありがとうございます。そういった国庫補助等、事業債等を充てて、一日も早い完成を目指して取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、②第2庁舎。これも以前からお話しさせていただいているんですけども、第2庁舎の解体計画の進捗状況をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、第2庁舎各課等の別庁舎等への移動を行っているところでございますが、今後、売店を6月中に、教育総務課、学校教育課及び教育長室を12月末までに、その他印刷室等を来年の3月末までに総合保健福祉センターなどに移動させたいと考えております。

なお、第2庁舎の解体でございますが、最優先である第1庁舎の耐震補強工事の進捗状況を見ながら、また財政状況を踏まえた中で、できるだけ早い時期に設計業務を発注したいと考えております。

○鈴木広美君

今年中に、売店を含め、あるいは教育総務課等、ほとんどの場所が移動を完了するというお話ですけども、移動に関して、残っているところがあるかどうか、確認したいと思しますので、お願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

引っ越し先が決まっていないものといいますか、議員の皆様の会派室の行き先がまだ決まっていない状況となっております。

○鈴木広美君

困りましたね。会派室がいまだに決まっていないということですけども、議会事務局、議員等を含めて、話し合い、そういった打ち合わせ等はされたのかどうか、確認でお願いい

たします。

○総務部長（山本雅章君）

会派室の件につきましては、昨年度、平成28年度に何度か協議いたしまして、こちら側から幾つか提案させてもらっているところでございます。

○鈴木広美君

提案を出されている、まだ返答がないというのが現実でございますかね。

その辺はさておきまして、解体に際して、いろいろ建物が古い関係上、非常に配線とかコンセント、それからケーブル、そういった電線関係と申しますか、通信関係、こういった配線等の障害、この辺をどのように今は見られているのか、ご説明をお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

解体に際しての障害物と申しますか、影響のあるものとして、まず電気、電話、それからコンピュータ関係、情報系のケーブルの多くが第2庁舎から引き込まれているという状況が、まず、ございます。あと、火災報知機、それから時計の基盤、こういったものも置かれております。以前に、一部、第2庁舎にはアスベストが使用されているということが確認されておりますので、各階の天井に施工されているというふうを考えられます。このようなものが、障害物となるものです。

○鈴木広美君

解体に際しては、そういったもろもろの、また壁があらうかと思うんですけれども、一日も早い解体計画、そういったものができるように綿密に、第1庁舎の耐震工事等に関わってきますので、財政課長にまたここで、ちょっとお聞きしたいんですが、わかる範囲で結構なんですけれども、解体の工事費に対する財源というのは今現在どのようになっているのか、考えられているのか、もし案がございましたら、お願いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

こちら先の話になるんですけれども、今年に出されました国からの新しいそういったメニューの中で、公共施設等の適正管理の推進という位置付けで、庁舎建て替えに関しての財政措置というのが示されました。これをそのまま当てはめてみますと、公共事業等施設適正管理推進事業債という起債になるんですが、こちらの充当率で事業費の90パーセントを見られます。これも先ほどと同じように財源対策債分の枠と一緒にしているんですけれども、それが75パーセント分を占めまして、その償還額が30パーセント分という形での交付税措置がございまして、残りは千葉県市町村振興協会の起債。こちらは充当率が、残ったものに対して70パーセントということで、こちらは特に裏財源はないということで、全部単費というような形での財源措置が、今のところは考えられるということです。

○鈴木広美君

まだ金額等もはっきりしない中で、いろいろと工夫されて考えていただいて、一日も早い解体を。

それから、次の③に入っていくわけですが、そういった状況を考えて、③解体後の

跡地利用計画。昨年、私は一般質問の中で、この話をさせていただいたんですけれども、再度、跡地利用計画に対して、どのように検討されているのか、答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

解体後の跡地利用計画につきましては、今年度中に第2庁舎の跡地利用を検討する組織を立ち上げ、庁舎の解体が完了するまでに、さまざまな視点から議論を重ね、職員だけでなく、市民にとっても魅力ある跡地利用となるよう、検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今、市長答弁の中で非常に前向きな、スピーディーな回答をいただきました。跡地利用を検討する組織を立ち上げるということで、今お話しいただいたんですが、やはりそういった組織を早く立ち上げて、どんどん協議して、こういった形で、取り壊した後にはどういったものを作っていくのか、やっぱり早い段階で計画を練っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そこでお伺いするんですけれども、今の市長答弁のお話の中で出たんですけれども、具体的な組織というのは、大筋な組織の内容とか、そういったものはお考えになられているのか、もしそういったものがあるのであれば、答弁をお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

市長の方から今年度中に立ち上げると答弁いたしたところですが、具体的なメンバーをどうするのかということについては、まだ決まっておりません。

○鈴木広美君

まだ決まっていないということですが、今年度中に立ち上げるということですので、やはりいろんな各方面からメンバーを組織していただいて、一日も早い事業計画を作って、取り壊した後には、すぐそれができるような形をとっていただければなというふうに思っております。

あと昨年、私の一般質問の中でもお話しさせていただいたんですけれども、整備の方式。以前、私はPFIで、事業を民間と一緒にやっていったらどうかということで、PFI事業の提案もさせていただいたんですけれども、そういったものも含めて、新しく立ち上げる組織のお話をさせていただきたいというふうに思っているんですけれども、この検討をやっているのかどうか、また、そういった検討材料となるのか、その辺の答弁をお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

整備方式ということなんですけれども、先ほどの私の答弁の中で、検討組織を作るんだということで、その中で整備の方法ですとかを当然検討していくことにはなりますが、それだけですと、やはり限界も恐らくありましようから、足りない部分については民間の力をかりる。まさに今、議員がおっしゃられましたように、PFI、アドバイザー契約とか、そういったものもあるようですので、そういったものも活用して、基本に立ち返るといいますか、更地

になった部分の土地をどう活用したら、市にとって一番有益、有効になっていくのか、そういった基本の部分からの検討も必要ですので、まずそういったことから始めまして、その次の段階として、箱物を作るんだとなったときには、こういうご時世ですから、市単独で建設から維持管理まで、管理運営まで、全て市で行うということではなくて、民間活力を最大限発揮していただく、こういったことを業務委託の中で検討していただいて、市の方で作る検討組織の中で融合させるといいますか、よりよいものをそこで作り上げていくというふうなことを考えております。

○鈴木広美君

先ほどの部長の言葉の中に、どうしたら市民のために、いい利活用ができるのかというお話がございました。もちろん、それが一番の大前提に來まして、やはり誰のために、市民のためにどういった利活用ができて、どういった市民の暮らしがよくなるのか、そういったものを一番に考えて、市の財産である土地活用をスムーズに進めていただければというふうに思っておりますので、ぜひPFI、アドバイザー、そういったものを検討に入れて、将来的には、そういった市民のためになるような、あるいは職員の皆さんのためになるような、そういった街づくりの1つの骨として取り組んでいただければというふうに思います。それをお願いいたします。

次に、(2) 未来に向けての、今度は環境づくりの中で、道路環境について、質問させていただきます。

①山田台沖入口交差点改良の進捗状況ということなんですけれども、山田台沖入口の交差点の改良事業に関しましては15年以上、約20年ぐらい、この話はずっとされてきたのではないかなというふうに思っております。ここに来ていろいろと道路整備に関しまして、かなりいろんなところで、バイパスの件に関しまして、住野十字路に関しまして、朝陽小学校の交差点改良ということで、ここ数年、かなりいろいろ目まぐるしく変わってきたのかなど。

それを踏まえて、今現在、山田台沖入口交差点改善の進捗状況を、答弁お願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市総合計画2015におきましては、道路施策の基本的方向として、誰もが安心して安全な通行ができる道路環境の整備を図ることを目指しており、その現状と課題の1つに、国道126号における交通渋滞の解消及び交通事故の減少を図るための右折レーン整備促進について掲げ、国道126号沖入口交差点を市内交通の要所となる重要交差点として位置付けているところでございます。

平成26年度から継続して行っている国への要望活動に加え、千葉県や山本義一千葉県議会議員をはじめとする関係者のご尽力により、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所の交通事故対策として事業採択されました。この事業は、国道126号から県道への右折待ち車輦による先詰まりで渋滞が発生し、渋滞末尾での追突事故が発生しているため、右折レー

ンの新設を行い、渋滞の緩和及び事故を抑制する改良を行うものと聞いております。進捗状況といたしましては、関係土地所有者の了承を得ながら、順次、事業を進めていく予定と聞いております。市といたしましても、国とともに地権者及び地元住民の理解を得られるよう鋭意努力し、早期の供用開始に向けて協力してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

市長答弁の中に国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所の交通事故対策として事業採択されたこと。事業採択されたということは、事業化ということで進められるというような、かなりの前進であるのかなというふうに思っております。また、これは長年の地域の方々の希望であったわけですが、これが北村市政になられて、また地元選出の山本県会議員、両輪のように、また担当課も含めて、国、それから県、そしてまた地権者の方へ、かなり足を運ばれたのではないかと、そういった努力が今回こういった事業採択というような形ででき上がってきたのかなというふうに、これは大変評価すべき内容であるというふうに思っております。これが一日も早く、事業採択されたわけですから、ここが一日も早い供用できるように、より一層の努力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、未来に向けての環境づくりの（３）としまして、教育環境について、幾つか質問させていただきます。

①八街中学校区において、3学期2期制と。これは平成27年度からやっております、平成29年度の今年で3年目を迎えるんですけれども、1つの区切りとして、3年というトライアル的な形で当初はお考えがあったかと思うんですが、2年を過ぎて3学期2期制がどのような状況になっているのか。まず、その辺の答弁をお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成27年度から、学期末の短縮日課を減らし、児童・生徒と教職員が接する時間を多くすることで、個々の生徒指導上の課題解決及び学力向上につなげることを目的として、八街中学校、八街東小学校、八街北小学校で3学期2期制を始めました。各校とも、授業時数が増えたことにより、児童・生徒とともに過ごす時間も増え、さらに児童・生徒に寄り添った指導ができるようになりました。平成28年10月に実施した保護者へのアンケートでは、3校の差異はあるものの、肯定的評価は70パーセントから80パーセントでした。特に、授業時数の確保の項目は、おおよそ90パーセントの評価でした。ただし、一部の意見では、夏休み前や冬休み前などに出している成績について、子どもの状況が伝わりにくいという意見があります。

八街中学校区の3学期2期制は、今年度で3年目であります。学期の編成を含めた教育課程の編成に関しましては、児童・生徒の実態に応じて各校の校長が決定することとなっております。教育委員会といたしましては、各校の成果と課題の報告を受け、新しい学習指導要領のもとで効果的な学校経営が行われるよう、注視してまいります。

○鈴木広美君

今のお話の中に八街中学校区、八街中学校、八街東小学校、八街北小学校ということで2年やってきまして、その間に保護者の方へのアンケート調査を行ったと。問題点も多少あったかと思うんですけども、また保護者のアンケートと並行に、たしか当時、教職員の方々へのアンケート調査もされていると思うんです。

職員に対してのアンケート調査、これはどういった調査内容で、結果がどうなっているのか、お願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

教職員のアンケートでも、保護者と同様、肯定的な意見が多くを占めております。内容としましては、児童・生徒と向き合える時間が増えたという意見や、授業でもう少し時間をかけたい部分に時間を割くことができたなどが多く上がっておりました。

○鈴木広美君

多少なりの問題点が出てきているということで、それは必ず対応して考えていただきたいというふうに思うんですけども、3学期2期制を3学期制と比較して、先生方の指導時間というんですか、先ほど教育長答弁の中でかなり、時間的に子どもと接する時間が多くなったというような答弁がございましたけれども、実際これは現場の先生方の指導時間はというふうに、3学期制と比較したときにどの程度変わっているのか、あるいはどの程度接する時間ができているのか、その辺がもしわかりましたらお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

3学期2期制の目的は児童・生徒と教職員が接する時間を多くすることで、個々の生徒指導上の課題解決や学力向上につなげることを目標としていることとございます。3校、各校の授業時数がどれだけ増えたか、ただいまちょっとデータを持っておりませんので……

失礼しました。データがありましたので、お答えします。

3学期2期制により総時数の確保は、年間数時間、確保することができます。ただし、教育課程を編成する上では週当たりの時数でのコマ数で考えます。週当たりのコマ数は3学期2期制でも3学期制でも変わらないため、どちらが対応しやすいかという意味では変わらないと考えております。

○鈴木広美君

コマ数で考えると、さほど差はないということであろうかと思いますが、このお話は後々にちょっとつながっていきますので、このところでまた質問を変えさせていただくんですけども。

3学期2期制を2年間やって、果たしてそれが八街中学校区の学力向上につながっているような様子があるのかどうか、その辺をお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

八街中学校、八街東小学校、八街北小学校、それぞれ差異はございますが、昨年度の千葉県標準学力検査では、一昨年度と比べて2から5ポイント上昇しております。しかし、それが3学期2期制による成果かどうかというのは、残りの学期もありますので、今後も分析し

ていく必要があると考えています。

○鈴木広美君

これが3学期2期制の影響かどうかはわからないけれども、八街中学校区に関しては多少ポイントが上がっているという評価が1つ出ているというふうに受け止めております。

これを踏まえた上で、今、八街市の中では3学期制と3学期2期制という形で分かれているわけですが、3学期2期制を市全体で取り組む方向性があるのかどうか、あるいは今の現状どおり行っていくのか、その辺をお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

3学期2期制の目的は、児童・生徒と教職員が接する時間を多くすることで、個々の生徒指導上の課題解決や学力向上につなげることを目的としてございます。学期編成を含めた教育課程の編成に関しては、各校の児童・生徒の実態に応じて、各校の校長が決定することになっておりますので、現段階では教育委員会として市内各校を統一することは考えておりません。

○鈴木広美君

いろいろ個々に八街市内の中でも、いろいろ学校によって特色、地域性があると思いますので、その辺はいろいろと各校長先生方と話し合っていて、子どもたちにとってよりよい環境として1つ視野に入れていただければなというふうに思います。

次に、②道徳の教科化についてということでお聞きするんですけれども、午前中に石井孝昭議員の方から小学生の英語科、外国語の導入ということで、教科化ということです。平成30年、それから31年、本来ですと学習指導要領が平成32年に変わるということで、その前倒しということで平成30年度、31年度ということで、小学校の中学年を含めて英語科、またプラスアルファで道徳の教科化ということで取り上げられております。

道徳の教科化について、まず教育委員会の見解をお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度からスタートする特別の教科、道徳の教科化に向け、教育委員会では教職員に向けての研修を行っております。年間3回の研修の目標といたしまして、今年度は各校の道徳教育推進教師を中心として、指導体制の向上、教職員の授業力の向上を目指して研修を進めているところでございます。

指導体制の向上ですが、道徳の教科化にあたり、評価をする基準を明確にするように市内での統一のワークシート等の作成について、取り組んでおります。

教職員の授業力の向上につきましては、講師を招いての研究授業や相互参観を積極的に行い、研修を深めております。

教科化が実施される年に、学校現場に戸惑いが生じることがないように、国及び県の動向を確認しながら一層研修を深め、準備をして、行っているところでございます。

○鈴木広美君

道徳の教科化ということで、先ほど教育長の答弁の中にも評価制度、評価シートで評価していかなければいけないということが、全国的に学校関係の方々にとっては、どういうふうに道徳を評価するんだらうということ、非常にお話、話題になっているんですけども。

これだけではなくて、先ほど来、午前中から、石井議員の方からありました外国語、小学校の外国語の教科化ということで、非常に先生方あるいは子どもたちに時間的な負担が大きくなっていくのかなと。これが平成30年度、たしか15時間と50時間、それから平成32年度には35時間、70時間ということで、実質の時数が非常に増えて、多分、今でさえ教職の方は1年間を消化するのに非常に大変困っている、またそれにプラスアルファ、こういった形で指導要領が変わって、現場の子どもたちも非常に、どういう形になるのか、これは想像できないんですけども、今、教育委員会の方では1年前から、そういったものを多分、話し合いがされているんだらうなというふうに思うんですが。

今現在、来年、再来年度に向けて生徒や先生の負担、その辺についてどのように考えられているのか、お願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

道徳の評価につきましては、恐らく文章表記になるというふうに文科省の方から聞いてございます。詳細については、また今後出てくると思いますので、注視してまいりたいと思います。

職員の負担ということは今言われましたけれども、先ほど答弁いたしましたように、市内統一のワークシート等で、その状況を見取れるようにすることで、先生方の過度な負担を軽減して、評価の仕方がぶれないようにしていきたいと考えております。

○鈴木広美君

そこで、英語も含めて、道徳の教科化、両方を踏まえて今いろいろとお話がある中で、カリキュラムマネジメント、要するに弾力的な時間割編成をしていかなければ対応しきれないのではないかなというようにお話がいろいろと出ていると思うんですけども、時間割編成に関して、教育委員会の方ではどのように考えられているのか、お尋ねします。

○教育長（加曾利佳信君）

英語、外国語活動が入り、3年生以上の週当たりの時数が1単位時間増えます。教育委員会といたしましては、現在、各校の教務主任と連携をとり、可能な教育課程の組み方について情報提供や協議の場を設けることを行ってございます。具体的には、増えた道徳の時間をモジュール、帯という形になりますけれども、帯でとって、合計して1コマをとるとか、今まで木曜日は研修のために5校時で終わったものを6校時までですとか、さまざまな、個々の組み方がございます。そういうことを含めまして、今後の動向につきまして、国や県の動向も注視しながら、さまざまな方法を考えていきたいと思っております。

○鈴木広美君

今の教育長のお話の中で、モジュールあるいは帯学習、そういったものをあれして、短時

間学習という形でお話等がされて、各地域で、いろいろと地方ではそういったお話をされている学校が多くなっている。ただし、教育委員会で、各学校長、それから各自治体、そういったものが連携してやらないと、モジュールにしても帯学習にしても、なかなかこれは難しいということも言われている内容だと思えます。また、一概に、小学校の中学年、3年生以上が対象になるということですが、多分、小学校1年生から全体的にモジュールあるいは帯学習というようなものを時間割編成として学校全体で取り組んでいかないとなかなかできないということで、全国的にも、新聞等にも載っているんですけども、そういったものも踏まえて、なるべく子どもたち、あるいは先生方に負担のかからないような形で、そういった授業体系を組んでいければなど。地域に合った授業体系、時間割編成というものを組んでいただければと思っております。

また、八街は幸いに3学期制と3学期2期制があるわけですが、来年、再来年に向けて、例えば3学期制で、そういったモジュールあるいは帯時間帯、あるいは短時間学習といったものを取り入れるとすれば、3学期制の方が適しているのか、3学期2期制の方が適しているのか、あるいはまたほかの方法があるのかということで、その辺を再度お伺いしたいと思えます。

○教育長（加曾利佳信君）

3学期2期制と、通常の今までの学期を設けているところ、どちらがコマ数がとりやすいかということだと思えますが、結論から言いますと、どちらも変わらないのかなと思っております。通常の学期のコマのとり方であっても、教育課程で実施しなければいけないコマ数がプラスアルファでとれておりますので、その辺がありますので、十分とることはできると考えております。そういうわけで、コマ数をとるにあたっては、3学期2期制と通常の教育課程のとり方で変化はないと、今のところは考えております。

○鈴木広美君

最後に、学習指導要領が全面実施となる平成32年に向けて、周知期間として平成30年、31年度は移行措置が実施される移行期間ということになっております。移行期間の間に先行的に新しい教育課程の内容を実施する学校が見込まれるところであるんですけども、国、教育委員会において、調査研究の成果も含め、各学校が児童や学校、地域の実態を踏まえた年間計画、時間割編成の最適なあり方を判断するために必要な情報を来年度、周知期間において提供していただけるというふうになっておりますので、どうか移行期間の間に八街の各学校、校長先生等を含めて、いい形の時間割編成あるいは地域の協力をいただいた学校生活ができるような形で取り組んでいただければと、以上お願いいたしまして、私の今日の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 4時00分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問